取 扱 要 領 書

フジクリーンＫＣ・ＫＸ型

フジクリーン工業株式会社

目　　次

はじめに ……1
1．構造と機能 ……2
　1－1．取り扱いに関する注意（設置者の方へ） ……2
　1－2．その他の注意事項 ……3
　1－3．告示区分、処理方式 ……4
　1－4．概略図及び各種仕様 ……5
　1－5．構造機能説明 ……11
2．施工要領 ……16
　2－1．取り扱いに関する注意（施工会社の方へ） ……16
　2－2．その他の注意事項 ……17
　2－3．施工前の手続など ……17
　2－4．施工（基本事項） ……19
　2－5．施工工程の概要 ……22
　2－6．施工 ……22
　2－7．試運転調整 ……42
3．維持管理要領 ……45
　3－1．維持管理に関する注意（維持管理会社の方へ） ……45
　3－2．その他の注意事項 ……46
　3－3．維持管理の種類と頻度 ……46
　3－4．保守点検 ……47
　3－5．清　掃 ……57
　3－6．検査 ……58
4．アフターサービス ……60
　4－1．保証期間と保証の範囲 ……60
　4－2．サービスシステム ……61
5．参考資料 ……62
　5－1．建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-1988）
……62
　5－2．厚生省関係浄化槽法施行規則（抄） ……64

はじめに

近年、我が国の公共用水域の水質汚濁状況は全体的には改善傾向がみられるものの、湖沼・内湾などの閉鎖性の水域及び都市近郊の河川ではむしろ汚濁が進行しています。この水質汚濁の主要な原因は生活排水によるものと報告されており、さらに生活水準の向上に伴う、水使用量の増加及び食生活の多様化により、生活系排水の汚濁負荷量が、ますます増加する傾向にあります。

このような中で平成７年１２月２７日には構造基準が改正（建設省告示第２０９４号）されており、その中で生活排水対策の有効手段として小型合併処理浄化槽が大きな注目と期待を集めています。

この小型合併処理浄化槽がその機能を充分発揮するためには施工、維持管理、清掃、設置者（浄化槽管理者）の使用方法が適切に行われることが必要不可欠です。

本書は「フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型」について①構造と機能、②施工要領、③維持管理要領、④アフターサービスを記述したもので、取り扱い上の注意事項などが説明されております。本要領書を必ずご熟読いただきまして、「フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型」の正しい使用、施工、維持管理を行っていただきますようお願いいたします。

＜シンボルマークの説明＞

安全のために必ずお守りください。

ここに示した注意事項は、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。また、注意事項は、危害や損害の大きさと切迫の度合いを明らかにするために、誤った取り扱いをすると生じることが想定される内容を「**警告**」「**注意**」の２つに区分しています。しかし「**注意**」の欄に記載した内容でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも安全に関する重要な内容ですので必ずお守りください。

本書では、以下に示すシンボルマークを各所に配置しています。

⚠ 警告	⚠ 注意
取扱を誤った場合に使用者が死亡又は重傷を負う可能性が想定される項目です。	取扱を誤った場合に使用者が傷害を負う危険及び物的損害の発生が想定される項目です。

１．　構造と機能

弊社製品を正しく、安全にご使用いただくために次の項目を必ずご熟読の上、十分に注意していただきますようお願い致します。

１－１．取り扱いに関する注意（設置者の方へ）

⚠ 警告 **１）消毒剤による発火・爆発・有毒ガス事故防止**

●消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。

●消毒剤には、塩素系の無機・有機の二種類があります。これらを一緒に消毒器に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 **２）マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止**

●マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは必ずロックしてください。

●マンホール・点検口などの蓋及びロックのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。

●マンホール・点検口などの蓋は、子供にさわらせないでください。

●マンホールには表示された荷重以上のものをのせないでください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 **３）荷重による器物破損・傷害事故防止**

●通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物をのせないでください。

●車などがのる場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の施工会社にご相談ください。

●なお、マンホールは適正な荷重の製品を使用してください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 **４）感電・発火事故防止**

●ブロワのカバー・動力操作盤の扉は、開けないでください。

●ブロワ・動力操作盤の近く（約50cm以内）には、ものを置かないでください。

●電源コードの上には、ものを置かないでください。

●電源プラグは、ほこりが付着していないか、１年に１回以上は確認し

てください。

●ブロワ・動力操作盤などの電気系統が故障した場合は、維持管理会社又は専門の施工会社に連絡してください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

1－2．その他の注意事項

⚠ 注意 1）洗濯時にも次のような心遣いをお願いします。

●洗剤は適量で。余分に使っても水を汚すだけでムダなことです。また漂白剤も控えめに。使用後は十分に水を流しておくようにしましょう。

これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

⚠ 注意 2）台所の油分は流さないでください。

●台所から出る使用済みの油は水に流さないでゴミと一緒に出しましょう。鍋や皿の油汚れは紙で拭ってから洗ってください。さらに流しの三角コーナーなどには、ろ紙袋をかぶせて油分がなるべく流れ出ないようにしましょう。

●殺虫剤、防臭剤、洗剤、防腐剤など浄化槽の正常な機能を妨げるものを混入させないで下さい。

これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

⚠ 注意 3）紙おむつや衛生用品の流入による、浄化槽のつまり防止。

●紙おむつや衛生用品などは水に溶けません。浄化槽の正常な機能を妨げるものは、混入させないでください。

これらの注意を怠ると、流入配管や浄化槽の閉塞の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 4）ブロワの電源は切らないでください。

●浄化槽内の微生物（バクテリア）は、空気が必要です。旅行などで長期不在のときも絶対にブロワの電源は切らないでください。

これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。

5）維持管理契約、法定検査

○浄化槽法では浄化槽が正常な機能を維持するために、定期的に浄化槽の保守点検や清掃を行うことが義務づけられています。そしてこれらの作業には、専門的知識や器具が必要ですので登録を受けた維持管理会社や清掃会社と委託契約を結んでください。浄化槽には保守点検・清掃の他、厚生大臣又は都道府県の指定する指定検査機関により、水質などに関す

る検査を受けることが義務づけられています。

6）その他

○トイレットペーパーは水に溶けやすい専用のものを適度に使用してください。水に溶けにくいティッシュペーパーは使用しないでください。

○便器の洗浄には中性の洗剤を適度に使用し、塩素などの薬品を使用しないでください。

○カビ落し剤は適度に使用し、使用後は多めの水で流してください。多量に使用すると微生物が死滅することがあるので注意してください。

○浄化槽の上に植木鉢や物干し台などのものを置かないようにしてください（保守点検、清掃が困難になります）。

1－3．告示区分、処理方式

（1）告示区分

フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型は昭和５５年建設省告示第１２９２号（最終改正；平成７年１２月２７日建設省告示第２０９４号）に基づく第１第四号でし尿と雑排水（工場排水、雨水、その他の特殊排水を除く）とを合併して処理する浄化槽です。

（2）処理方式

フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型は、沈殿分離槽、接触ばっ気槽、沈殿槽及び消毒槽の順に組み合わせた分離接触ばっ気方式を採用しております。

（3）フローシート

フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型のフローシートを以下に示します。

ＫＣ型、ＫＸ－２５～３０型

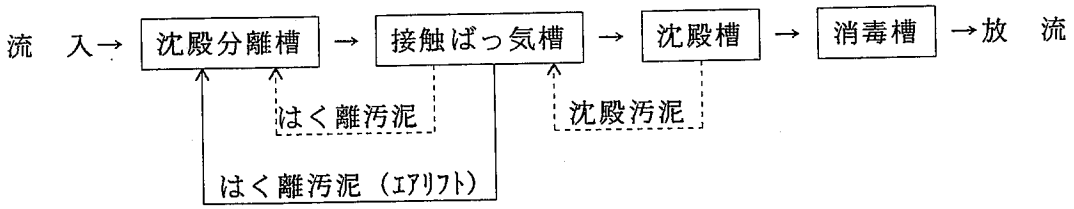

ＫＸ－３５～５０型

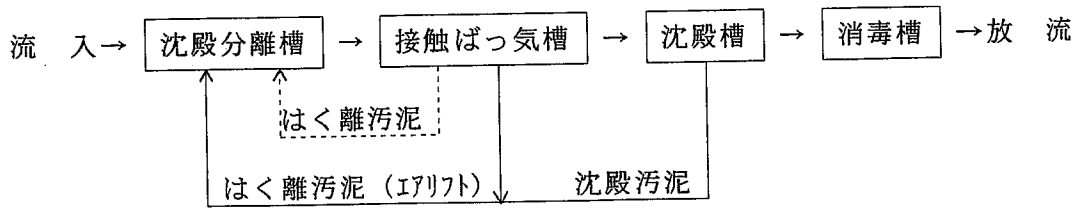

（４）処理性能

適正な使用状態において放流水はＢＯＤの除去率が90％以上でかつＢＯＤが20mg／ℓ以下です。（設計条件；流入水量200ℓ／人・日、流入ＢＯＤ200mg／ℓ）

１－４．概略図及び各種仕様

1-4-1　フジクリーンＫＣ型

（１）概略図

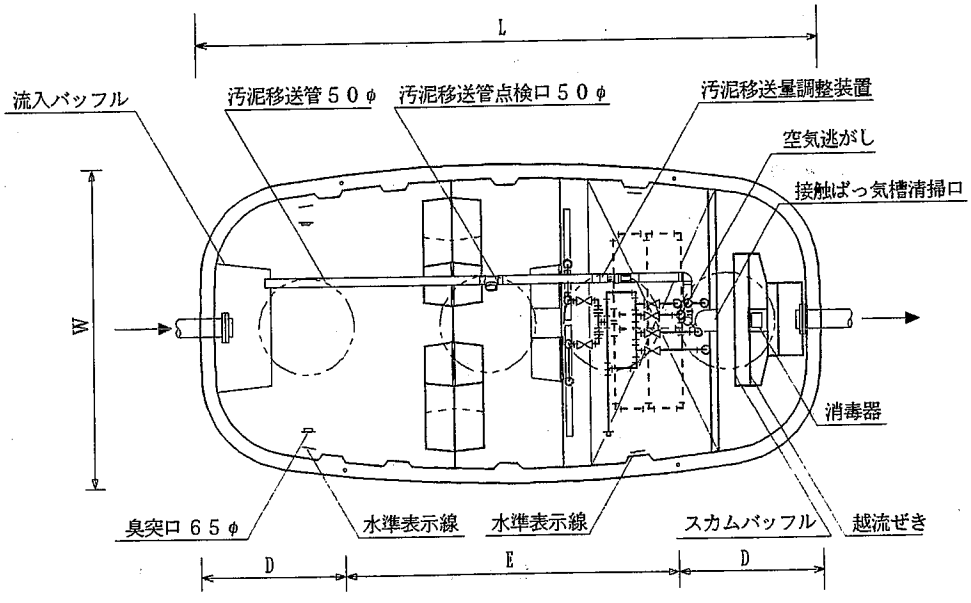

＜水平断面図＞

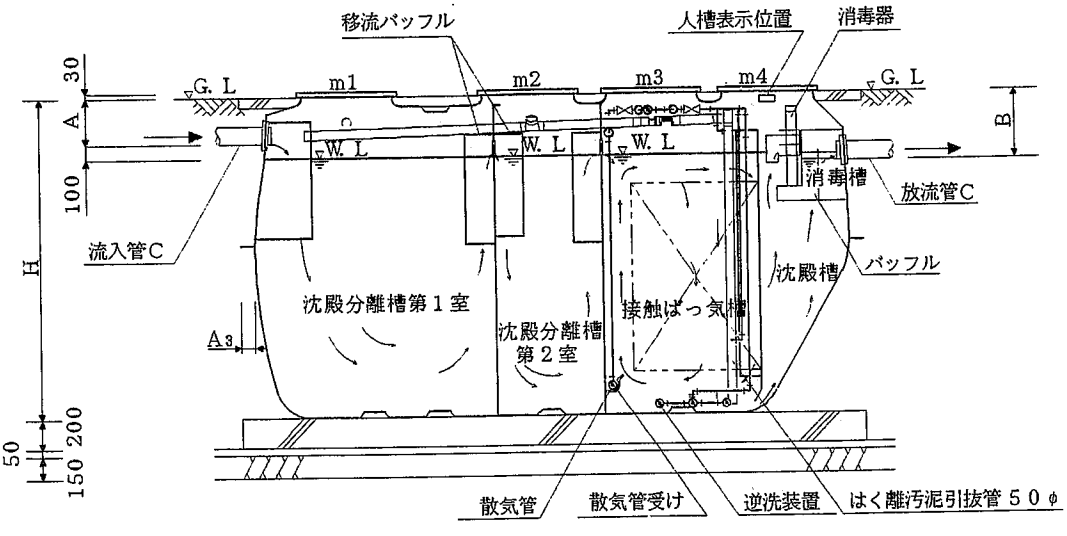

＜縦断面図＞

図1-1　フジクリーンＫＣ型　概略図

（2）各種仕様

1）容積、寸法、ブロワ

型式名			フジクリーン KC－14型	フジクリーン KC－18型	フジクリーン KC－21型
処理対象人員（人）			14	18	21
各槽容量（㎥）	沈殿分離槽	第1室	3.990	4.637	5.108
		第2室	2.027	2.431	2.674
	接触ばっ気槽		2.683	3.307	3.781
	沈殿槽		0.877	1.033	1.152
	消毒槽		0.044		
	総容量		9.621	11.452	12.759
各部寸法（㎜）	最大横巾	L	4,110	4,310	4,410
	最大縦巾	W	2,070	2,210	2,370
	全高	H	2,120	2,220	2,220
	流入管底	A	330	330	330
	放流管底	B	480	480	480
	流入･放流管径	C	φ125		
	浮上防止金具位置	D	955	1,005	1,055
	〃	E	2,200	2,300	2,300
	マンホール	m1	φ600		
	マンホール	m2	φ600		
	マンホール	m3	φ600		
	マンホール	m4	φ500	φ600	
ブロワ	吐出口径	(㎜)	φ20	φ20	φ20
	送風量	(ℓ／min)	150	150	200
	ブロワ台数	(台)	1		

2）材質；［槽本体］ＦＲＰ、［パイプ類］硬質塩化ビニル、［マンホール］プラスチック、又は鋳鉄、［消毒剤］固形塩素剤

1-4-2　　フジクリーンＫＸ型（２５人～３０人）

（１）概略図

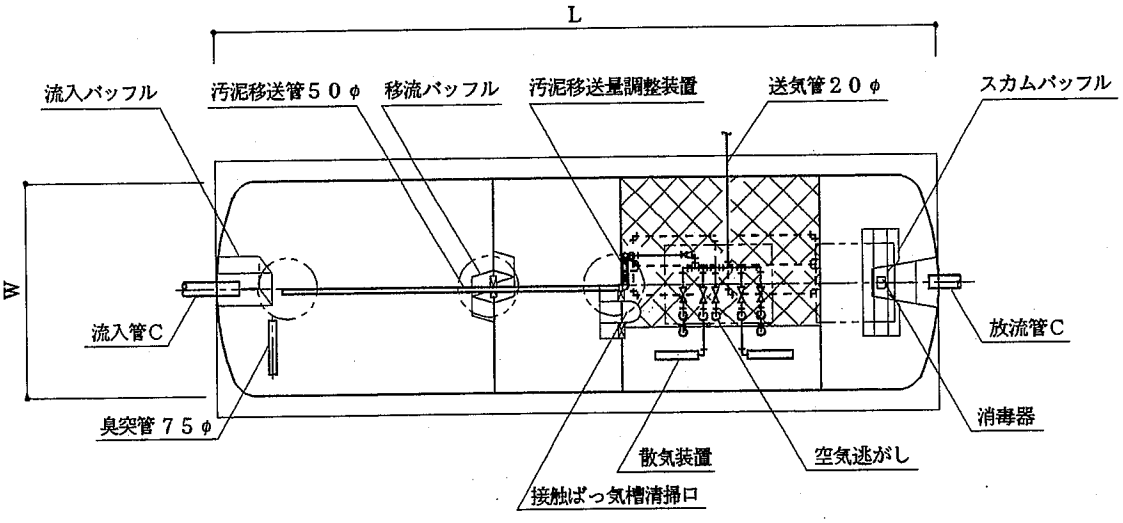

＜水平断面図＞

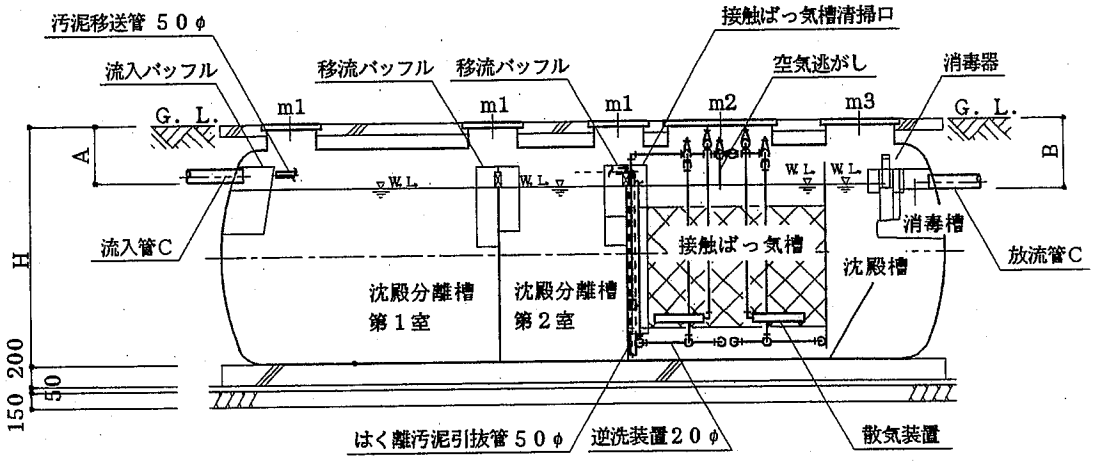

＜縦断面図＞

図1-2　フジクリーンＫＸ型（２５～３０人）　概略図

（2）各種仕様

1）容積、寸法、ブロワ

型式名			フジクリーン KX－25型	フジクリーン KX－28型	フジクリーン KX－30型
処理対象人員（人）			25	28	30
各槽容量（m^3）	沈殿分離槽	第1室	5.852	6.348	6.789
		第2室	2.922	3.198	3.364
	接触ばっ気槽		4.466	4.907	5.238
	沈殿槽		1.346	1.431	1.506
	消毒槽		0.055	0.066	
	総容量		14.641	15.950	16.963
各部寸法（mm）	最大横巾	L	5,700	6,290	6,830
	最大縦巾	W	2,012		
	全高	H	2,250		
	流入管底	A	530	530	530
	放流管底	B	660	660	660
	流入･放流管径	C	φ125		
	マンホール	m1	φ450		
	マンホール	m2	700×700	700×1000	
	マンホール	m3	700×700		
ブロワ	吐出口径	(mm)	φ20	φ20	φ20
	送風量（ℓ／min）		200	250	250
	ブロワ台数	(台)	1		

2）材質；［槽本体］ＦＲＰ、［パイプ類］硬質塩化ビニル、［マンホール］プラスチック、又は鋳鉄、［消毒剤］固形塩素剤

1-4-3　フジクリーンＫＸ型（３５人～５０人）

（１）概略図

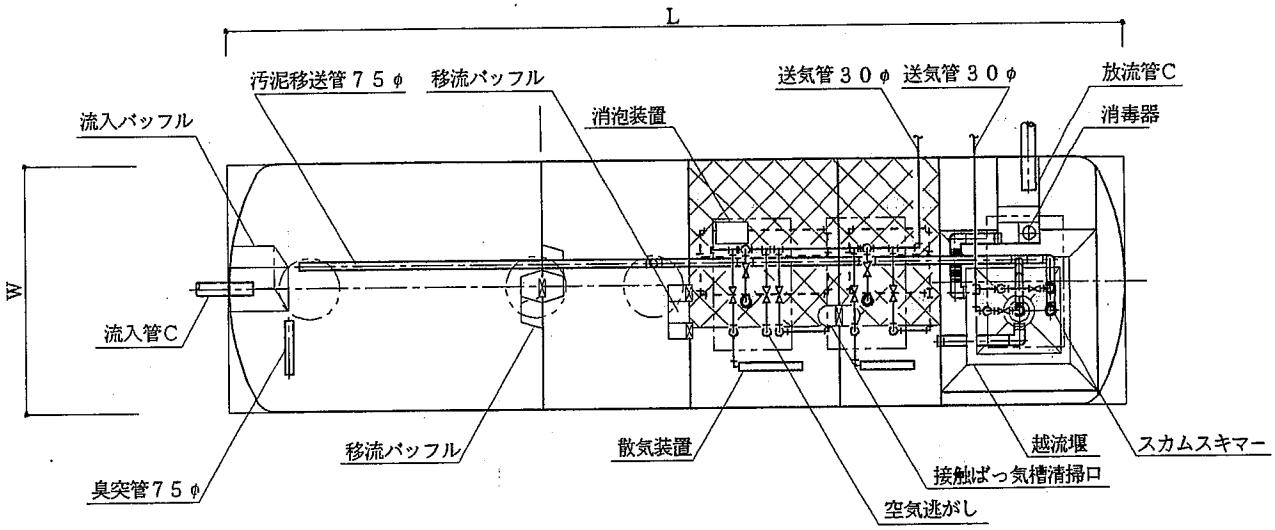

＜水平断面図＞

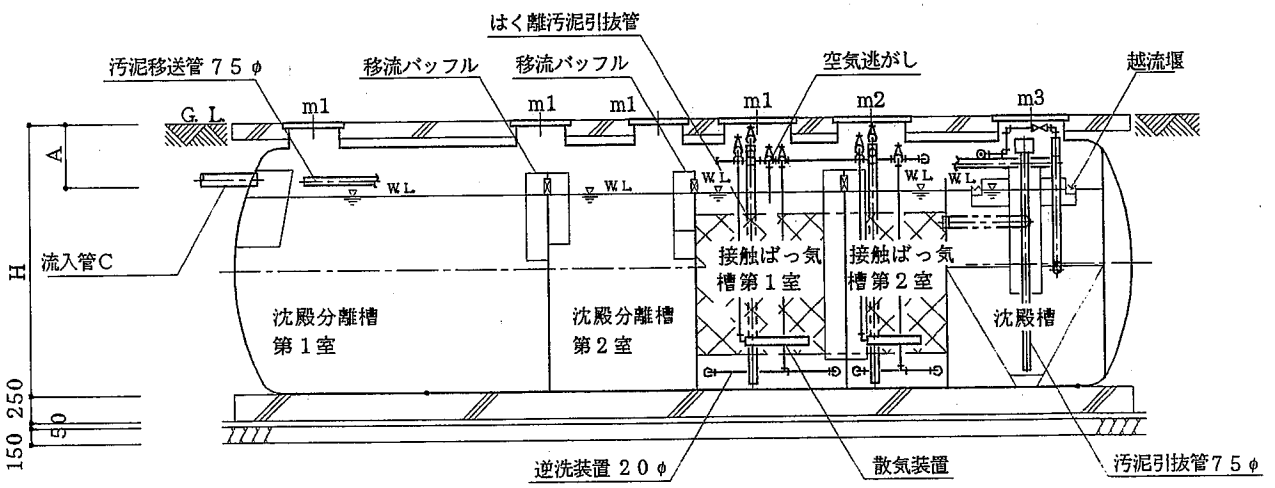

＜縦断面図＞

図1-3　フジクリーンＫＸ型（３５～５０人）　概略図

（2）各種仕様

1）容積、寸法、ブロワ

型式名			フジクリーン KX－35型	フジクリーン KX－40型	フジクリーン KX－45型	フジクリーン KX－50型
処理対象人員（人）			35	40	45	50
各槽容量（㎥）	沈殿分離槽	第1室	7.529	8.353	9.177	10.000
		第2室	3.795	4.189	4.619	5.049
	接触ばっ気槽	第1室	3.616	4.082	4.583	5.049
		第2室	2.435	2.757	3.043	3.401
	沈殿槽		2.333			
	消毒槽		0.132			
	総容量		19.840	21.846	23.887	25.964
各部寸法（㎜）	最大横巾	L	6,780	7,340	7,910	8,490
	最大縦巾	W	2,314			
	全高	H	2,550			
	流入管底	A	590	590	590	590
	放流管底		900	900	900	900
	流入･放流管径	C	φ125			
	マンホール	m1	φ450			
	マンホール	m2	1,200×1,200		700×1,200	
	マンホール	m3	－		700×1,200	
ブロワ	吐出口径	(㎜)	φ20		φ25	
	送風量（ℓ／min）		300		340	410
	ブロワ台数	(台)	2（1台予備）			

2）材質；［槽本体］ＦＲＰ、［パイプ類］硬質塩化ビニル、［マンホール］プラスチック、又は鋳鉄、［消毒剤］固形塩素剤

１－５．構造機能説明

（１）概　要

小型合併処理浄化槽フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型は分離接触ばっ気方式を採用しています。この処理方式は、一次処理として沈殿分離槽を設けており、この槽では流入汚水の固液分離と分離された固形物の貯留が行われます。汚水は沈殿分離槽で一次処理が行われた後、接触ばっ気槽に移流します。接触ばっ気槽内にはプラスチック製の板状接触材が充填されており、移流水はブロワから送られてくる空気によって撹拌混合が行われ、槽内に充填した接触材に付着した微生物の働きで有機物の吸着・酸化分解が行われ、汚水は高度に浄化されます。接触材に生物膜が過剰に付着した場合、逆洗を行います。逆洗後、はく離・沈降した汚泥はエアリフトポンプによって沈殿分離槽第１室に移送します。接触ばっ気槽で生物処理された処理水は沈殿槽へ移流します。

沈殿槽内では処理水の固液分離が行われ、沈降した汚泥は重力又はエアリフトポンプによって各々、接触ばっ気槽、沈殿分離槽第１室に移送され、上澄水は消毒槽に移流します。

消毒槽では沈殿槽からの上澄移流水が固形塩素剤と接触し、消毒され放流されます。

（２）各単位装置の特徴

１）沈殿分離槽

沈殿分離槽は２室に区分され、流入した汚水はこの槽で固液分離が行われ、接触ばっ気槽へ移流します。ここでは急激な流入変動を緩和する形状が工夫され、流入部、移流部、流出部にはすべてバッフルが使用されています。また、接触ばっ気槽からの自然移送によって、接触ばっ気槽内の固形物は再度、沈殿分離槽第２室底部へ移送されます。この自然移送は急激な流入水の変動に対して「緩衝」作用を果たしています。

２）接触ばっ気槽

接触ばっ気槽は１４人から３０人槽（ＫＣ型、ＫＸ－２５～３０型）が１室で、３５人から５０人槽（ＫＸ－３５～５０型）が２室に区分されています。

弊社の接触ばっ気槽は、効果的な撹拌混合と接触材に付着した生物膜に十分酸素が供給できるように形状及び接触材の配置を工夫しております。また、散気管の上部にはバルブが取り付けられており、バルブの調整で槽内は均等に混合、撹拌を行うことができます。逆洗装置はすべての機種に各室ごとに装備されており、バルブの調整で容易に逆洗を行うことができます。また、槽内の汚泥や固形物を沈殿分離槽第１室に移送するための汚泥移送装置（エアリフトポンプ）、汚泥移送量計量装置が各室に装備されております。

上部マンホールは開口部より容易に保守点検ができ、かつ清掃ができる構造になっています。また、空気量を調整することのできる空気逃がしバルブも装備し、接触ばっ気槽の状態に合わせて空気量の調整を行うことができます。

3）沈殿槽

１４人から３０人槽は底部が接触ばっ気槽と連通したスロット型沈殿槽で、３５人から５０人槽は接触ばっ気槽とは隔離されたホッパー型沈殿槽になっています。スロット型沈殿槽では沈降した汚泥は重力により接触ばっ気槽へ移送されますが、ホッパー型沈殿槽では沈降した汚泥はエアリフトポンプで強制的に沈殿分離槽第１室に移送されます。生物処理された二次処理水は沈殿槽で固液分離を行い、上澄水は消毒槽へ移流します。

4）消毒槽

沈殿槽からの上澄移流水は固形塩素剤と接触し、病原性菌の指標である大腸菌群などの細菌を消毒して放流します。また、固形塩素剤の入った消毒器は、出し入れが容易に行え、かつ上澄移流水と有効に接触し、消毒を行うことのできる構造となっています。

5）ブロワ

耐久性にすぐれた音の静かなブロワを採用し、型式に応じて適正な風量を供給します。（Ｐ５～Ｐ１０参照）

なお、ブロワの詳細についてはブロワの「取扱説明書」を参照願います。

（3）付加装置

処理対象人員が多くなると、建築物本体から離れて浄化槽が設置される場合があり、流入管底が深くなります。このような場合には、施工及び維持管理の困難さを避けるため原水ポンプ槽を設け、ポンプによって沈殿分離槽に汚水を移送することが行われます。

・原水ポンプ槽

原水ポンプ槽はばっ気型スクリーン、ポンプ（２台）及び計量装置より構成され、流入汚水中の粗大な固形物は荒目スクリーンで除去します。水中ポンプは目詰まりの少ない渦流型を使用し、２台自動交互で運転し、かつ異常に多量の汚水が流入した場合には２台同時運転ができるようになっています。

また、流入汚水の変動を緩和するために計量装置が設けられ、沈殿分離槽への移流水量の調整をします（計量装置での水量の調整は極めて重要です）。

（4）接触ばっ気槽配管の操作方法

○バルブについて

各バルブは各々、色分けがしてあり（散気は青、逆洗は赤、空気逃がしは黄、汚泥移送は白）かつラベルで表示されています。

1）接触ばっ気槽の逆洗

①接触材に多量の生物膜が付着している場合、逆洗を行います（逆洗時期の目安はＰ５５参照）。

②操作の方法

逆洗は次の手順で行ってください。

○逆洗管が二系列以上ある場合は、系列毎に逆洗を行ってください。

○逆洗バルブ（赤）を「開」にしてください。

○その他のバルブをすべて「閉」にしてください（散気バルブ（青）、汚泥移送バルブ（白）、空気逃がしバルブ（黄））。

○５分間程度逆洗を行った後、ブロワを停止してください。

○逆洗終了後３０分間程度静置し、はく離汚泥を接触ばっ気槽底部に沈降させます。

○汚泥移送バルブ（白）を「開」にし、逆洗バルブ（赤）を「閉」にした状態でブロワを運転し、はく離汚泥を沈殿分離槽第１室に移送してください。

○散気バルブ（青）を「開」にし、汚泥移送バルブ（白）と空気逃がしバルブ（黄）を逆洗前の状態に戻してください。

○ばっ気が正常に行われていることを確認してください。

2）散気バルブ（青）による調整

①フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型には散気管が独立して２本あり、各々にバルブが付いているため不均等な散気撹拌の場合には調整することができます。

②操作の方法

接触ばっ気槽の水の流れ（旋回流）が均等に行われているかどうか目視で確認し、もし不均等の場合は、２つのバルブ（青）の開閉により調整してください。その場合、水流の弱い方のバルブは全開とし水流の強い方のバルブを閉じながら調整してください。

3）空気逃がしバルブ（黄）による調整

接触ばっ気槽が発泡する場合や、使用開始時の生物量の少ない場合、あるいは溶存酸素量が多すぎる場合などには、空気逃がしバルブ（黄）を少し「開」にし散気状態を確認しながら調整を行ってください。

4）接触ばっ気槽からの汚泥移送

汚泥の移送はエアリフトポンプで行います。

汚泥の移送は２つの方法があり、その１つは逆洗後のはく離汚泥を移送するもので、これは一時的な移送であり、これ以外に常時少量の汚水を沈殿分離槽へ移送

する（循環）方法もあります。この方法を以下に述べます。

操作の方法（循環移送 ------ 少量ずつ移送の場合）

○ＫＣ型、ＫＸ型では接触ばっ気槽各室に汚泥引抜管及び汚泥移送量調整装置（図1-4参照）が取り付けられており、60°三角樋又で移送量を容易に確認できます。

○ 60°三角樋には移送量目盛りラベルが取り付けられていますので、樋高を流入水量（Q）に対し3Q以下になるように設定します。

①ばっ気が正常に行われていることを確認後、汚泥移送量調整装置の回転ゲートを「全閉」にします。

②移送量目盛り線より少し上に水位がくるように汚泥移送バルブ（白色）を少し「開」にします。

③次に、水位が移送量目盛り線と合致するよう回転ゲートを少し「開」にして調節してください。

④上記のようにすれば、汚泥移送量は 2～3ℓ／minになりますが、ブロワの性能や設置条件によって多少変動しますので、必ず汚泥移送管出口の移送量測定を行い、所定の水量になっているか確認してください。

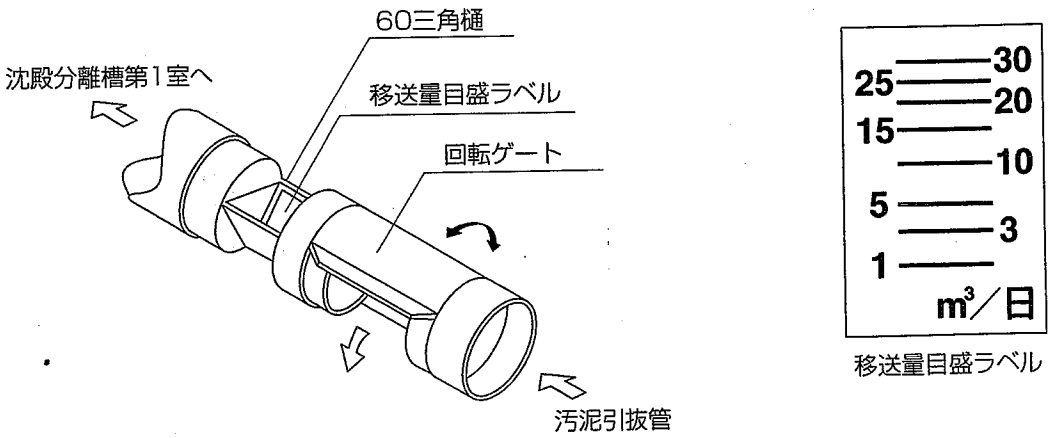

図1-4　汚泥移送量調整装置　詳細図

5）操作上の注意点

○汚泥移送バルブ（白）を開けすぎると、接触ばっ気槽のばっ気量が少なくなって、好気性生物処理がうまく行われなくなり、処理機能に支障を生じることになります。

○逆に汚泥移送バルブ（白）を少ししか開けない場合は運転中にエアリフトの揚水がストップし、常時移送が行われない場合があるので注意してください。

○汚泥移送量が多すぎると、移送水により沈殿分離槽の堆積汚泥を撹拌するため悪臭の発生など正常な処理機能に支障を生じることになりますので、十分注意して移送量を確認してください。

（5）越流堰の水平調整方法

フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型の越流堰は、マンホールのフランジ部とターンバックルにより左右２カ所（ＫＣ型）あるいは４カ所（ＫＸ型）で固定されています。越流堰水平調整はターンバックルを調整して行ってください。

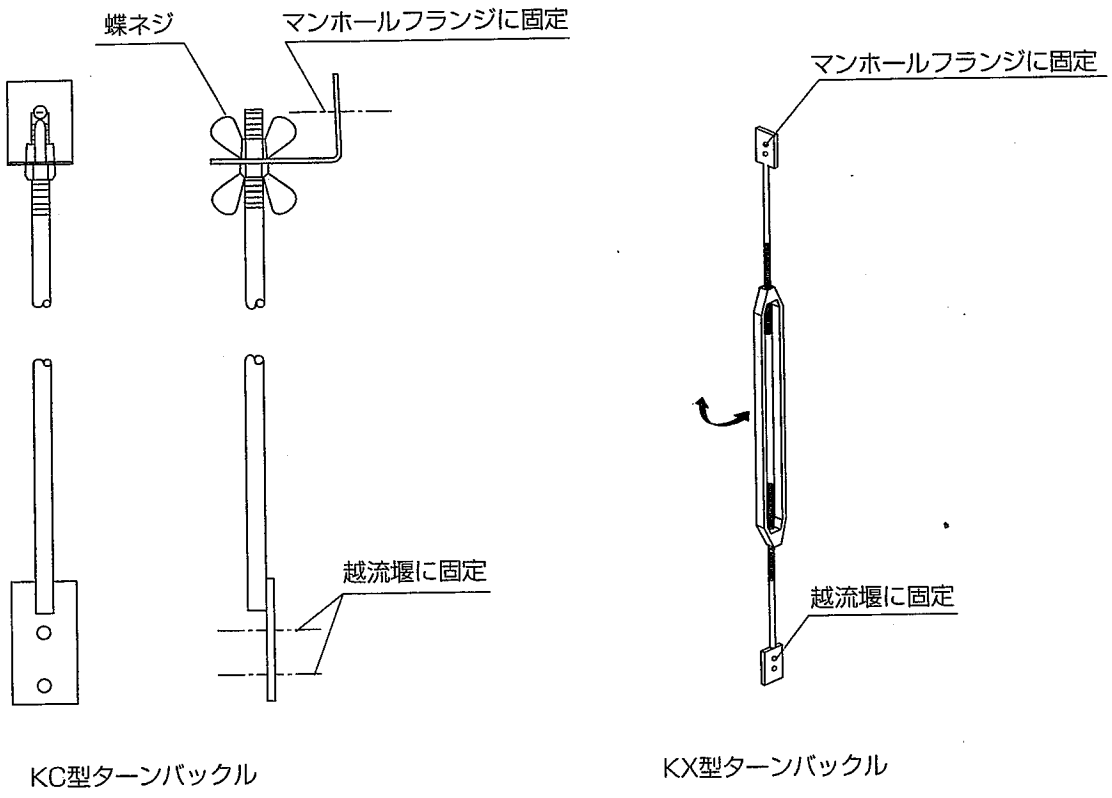

図1-5　越流堰の水平調整方法

2．施工要領

弊社製品を正しく、安全にご使用いただくために次の項目を必ずご熟読の上、十分に注意していただきますようお願い致します。

2－1．取り扱いに関する注意（施工会社の方へ）

⚠ 注意 **1）マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止**

- ●マンホールは、積載荷重に応じて適正なものを使用してください。
- ●工事中は必要な時以外はマンホール・点検口などの蓋を必ず閉めてください。
- ●マンホール・点検口などの蓋及びロックのひび割れ・破損などを発見したら直ちに取り替えてください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 **2）傷害事故防止**

- ●槽の据え付け作業には、玉掛けを確実に実施し、槽の下には入らないように、安全を十分に確認して作業してください。
- ●適正な吊り上げ角度で作業してください。
- ●槽の据え付け時には、落下や衝撃を与えないように静かに行ってください。

これらの注意を怠ると、転落により器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 **3）転落事故防止**

- ●据え付け後の水はり、浮上防止金具の取り付けなどの作業時に、槽本体に直接のると、滑りやすく落下する危険があります。足場板などを使用し、注意して作業してください。
- ●埋設工事に際して、穴を掘った周囲には、防護柵をつくり、関係者以外立ち入らないようにしてください。

これらの注意を怠ると、転落事故の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 **4）感電・発火事故防止**

- ●アースが必要なブロワ・動力操作盤などには、必ずアース工事をしてください。
- ●ブロワの電源は、防水型コンセントをご使用ください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

２－２．その他の注意事項

１）浄化槽を設置する場合には、設置届が必要です。浄化槽の設置の届出などにつきましては、浄化槽法に基づき厚生省令・建設省令によって定められています。また、放流先と協議などが必要な場合もありますので確認してください。浄化槽の工事は、都道府県知事の登録を受けた浄化槽施工会社が、浄化槽設備士に実地に監督させて行ってください。

２）設置場所により、浄化槽の本体に特別な外圧がかかる場合には、設置方法に注意してください（Ｐ３７参照）。流入管底が深くなる（カサ上げを必要とする）場合、上部を駐車場として使用する場合、地下水位が高い場合などは補強仕様の浄化槽を使用するとともに、十分注意して施工してください。

３）フジクリーンＫＣ型・ＫＸ型はＦＲＰ製です。製品を受け取る際には、傷ついた部分や欠品の有無などを確認してください。保管する場合には、車輌などによって傷のつかない場所、石などの突起物のない平らな場所を選ぶように注意してください。現場へ搬入する際には、ひきずったりしないように注意して取り扱ってください。とくに落下させる事は厳禁です。

２－３．施工前の手続など

（１）設置申請手続

１）書類の提出先

①新築時に浄化槽を設置する場合（建築確認申請）

所轄の建築（指導）課へ提出してください。

②汲取便所を水洗便所に改造するため浄化槽を設置する場合（設置届）

所轄の保健所へ提出してください（地域により若干異なる場合があります）。

２）必要な書類

し尿浄化槽設置届 仕　様　書 委　任　状	施工会社で用意
附近見取り図 建物図面 排水系統図	建築主で用意

フジクリーン小型合併処理浄化槽構造図（認定シート）は弊社で準備しております。

※届出書類は各都道府県、市町村によって異なる場合があります。

３）届出方法

設置届及び仕様書に必要図書、書類を添付して所轄の官公庁（建築課又は保健所）

に提出してください。

4）フローシート

①新築住宅に設置する場合の手続（例）

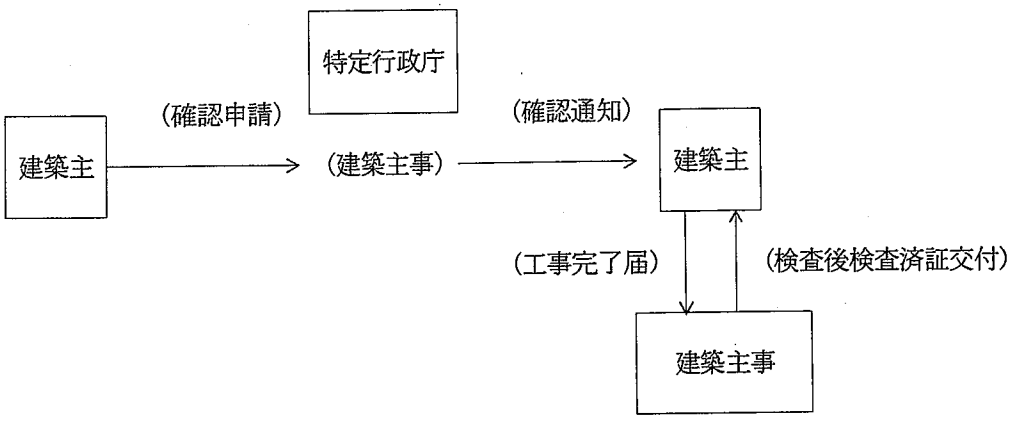

②トイレのみを改善する場合の手続（例）

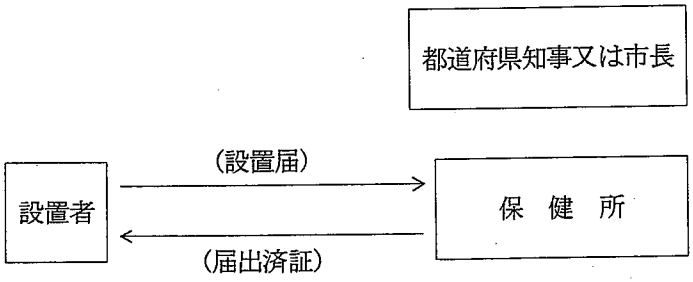

（2）施工の資格

浄化槽の施工は、都道府県知事の登録（浄化槽法第２１条）を受けた浄化槽施工会社が、浄化槽設備士に工事の実地を監督させ、又はその資格を有する浄化槽施工会社が自ら実地に監督しなければならない（浄化槽法第２９条）となっております。

なお、浄化槽設備士は、その職務を行う時は建設省令で定める浄化槽設備士証を携帯するよう義務づけられています。

（３）設置場所及び放流先の確認

浄化槽の設置場所は、台所、風呂、トイレ、浄化槽、放流先を出来るかぎり最短距離で結びます。とくにトイレから浄化槽までは直線で結ぶのが最適です。また、放流先については、放流先が上水源などの特定水域である場合には設置許可のおりない地域がありますので、事前に管轄の水利組合（農業委員会、漁業組合）や保健所、土木事務所などで調べてください。

（４）浄化槽の選定

日本工業規格JIS A 3302-1988により建築物の用途に応じて処理対象人員を算出し、浄化槽の大きさ（人槽）を決定してください（Ｐ６２参照）。

（算出のわからない場合は弊社又は代理店に問い合わせてください。）

２－４．施工（基本事項）

施工上の一般的注意事項として以下の点に留意してください。

○浄化槽工事を行う場合は、技術上の基準（昭和６０年建設省厚生省令第１号）に基づき行ってください。詳細については「施工図」及び本書を参照願います。浄化槽工事の技術上の基準を以下に示します。

浄化槽工事の技術上の基準

○厚生省／建設省令第１号

浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第４条第３項及び第５条第１項の規定に基づき、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令を次のように定める。

昭和６０年９月２７日

厚生大臣臨時代理
国務大臣　石本　茂
建設大臣　木部佳昭

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令

（浄化槽工事の技術上の基準）

第１条　浄化槽法（以下「法」という。）第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。

二　浄化槽が法第４条第１項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行う

こと。

三　浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。

四　工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。

五　根切り工事、山留工事等は、次に定めるところにより行うこと。

イ　建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ　地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。

ハ　根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。

ニ　埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。

ホ　法律第１３条第１項又は第２項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。

六　基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。

七　基礎の状況等に関する記録を作成すること。

八　コンクリートの打込みは、打上がりが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。

九　地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮上がりを防止するために必要な措置を講ずること。

十　沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。

十一　接触材、ばっ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばっ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。

十二　越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流水量が均等になるように調整すること。

十三　浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと。

十四　電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。

十五　ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。

十六　工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。

十七　工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

○浄化槽の各部寸法（全高、流入管底、放流管底など；Ｐ６～Ｐ１０参照）とトイレ、台所などからの距離及び放流先までの距離を考慮し、掘削深さなどを決定してください。

○雨水の（浄化槽への）流入をさけるためマンホール蓋はＧＬより約30mm程度上部に据え付けてください。

○流入管底が深くなる場合、カサ上げは30cmまでとします。やむを得ず、30cmを超える場合（Ｐ３８）は強度上及び維持管理上支障のないよう対策を講じてください。この場合浄化槽は補強仕様製品を使用願います。

○車庫の下への設置などで浄化槽に大きな荷重がかかる場合には、強度上及び維持管理上支障の無いように対策（Ｐ３７）を講じてください。この場合、浄化槽は補強仕様製品を使用願います。

2－5．施工工程の概要

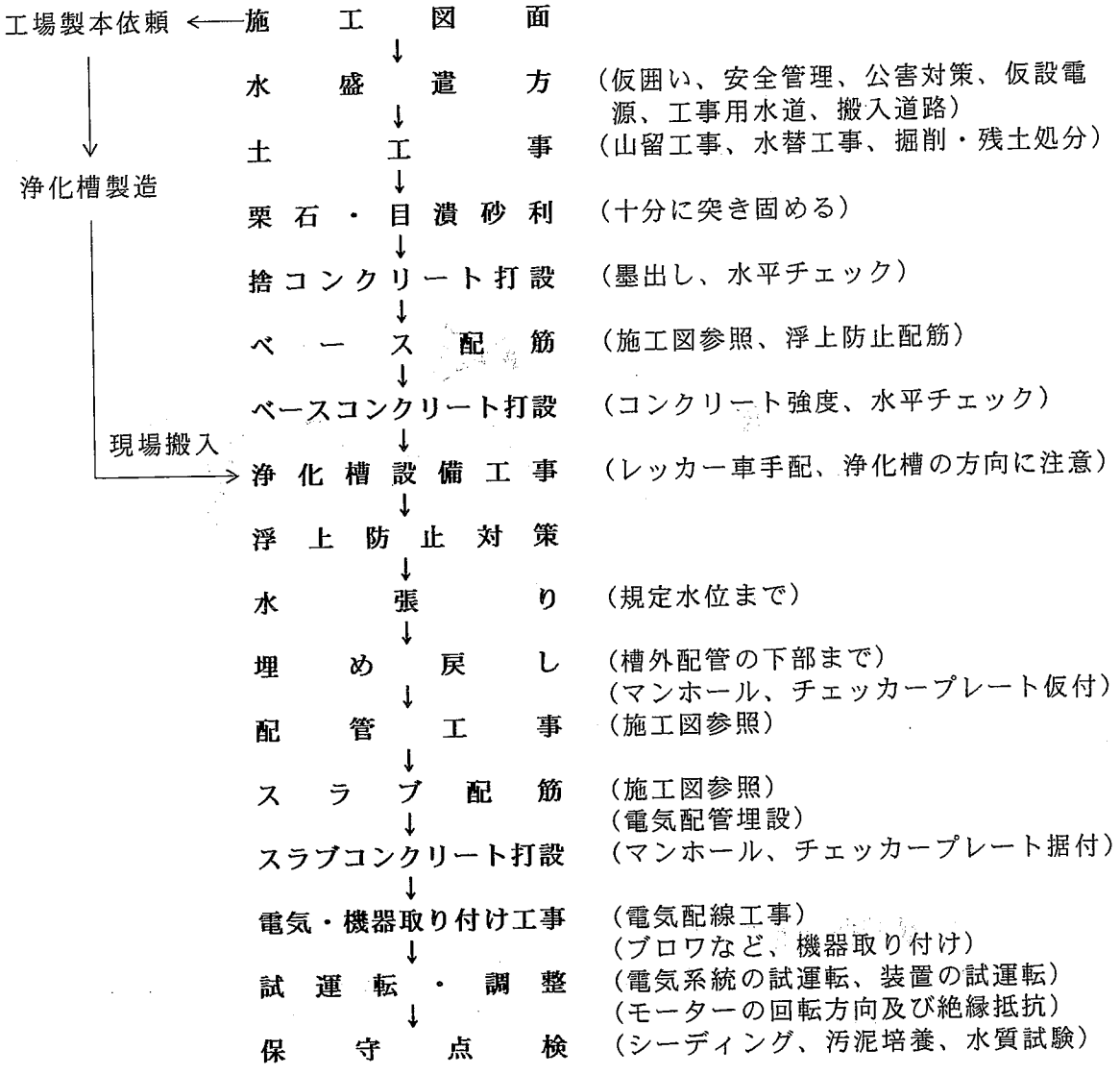

2－6．施工

2-6-1　仮設工事

（1）準備

①浄化槽の位置と敷地の関係を施工図面でチェックします。

②安全管理の点から、仮囲い設置の要否、及び位置、構造を検討します。

③浄化槽運搬経路の交通状況、道路巾、架線などのチェックをします。

④近隣の安全、公害に対する配慮（近隣の使用道路、騒音、振動対策を検討して、監督官庁に関係書類を提出）をします。

⑤工事用の仮設電力及び水道の引込み位置、供給能力をチェックします。

⑥地中の埋設物、傷害物の有無（とくに給排水管、ガス管、電気ケーブルなどに注意）を確認します。

⑦杭打工事

地耐力がそれぞれ3t／m²（ＫＸ－２５～３０型）、3.5t／m²（ＫＣ型）、5t／m²（ＫＸ－３５～５０型）以下の場合は浄化槽の不等沈下が予想されるので杭打工事を検討します。

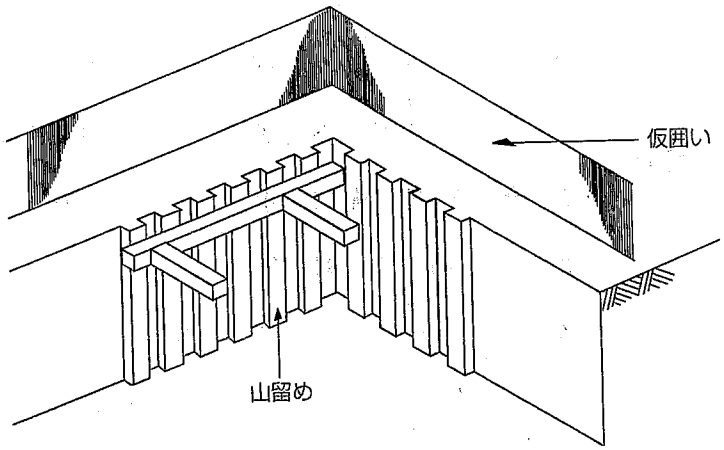

図2-1　工事現場の掘削

⚠ **注意　転落事故防止**

●埋設工事に際して、穴を掘った周囲には、防護柵をつくり、関係者以外立ち入らないようにしてください。

これらの注意を怠ると、転落事故の生ずるおそれがあります。

（２）水盛遣方

①着工前に浄化槽のレベルや位置の基準となる建物を施主、設計事務所などの関係者と打ち合わせ正確に浄化槽の位置、方向、水平、深さを決定します。とくに流入管底は掘削深さ、カサ上げ寸法に関係しますので、屋外配管の施工図をチェックして、逆勾配にならないように注意します。

②浄化槽の周辺の建築物より可能な限り距離をとり、周辺既設物への影響を極力抑え、また工事を容易にできるように心掛けます。

③流入管底が、現場の状況によって変更が生じた場合は速やかに担当者までご連絡ください。

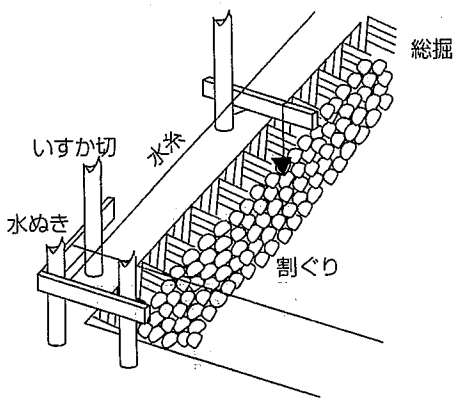

図2-2　水盛遣方

2-6-2　土工事

（1）根切り（掘削）

①根切りに際しては、有資格作業主任者の指揮のもとに行います。

②施工図に従って適切な寸法に掘削します（図2-3参照）。とくに掘り過ぎは地盤を乱しますから、とくに注意してください。

③土砂崩壊がないように地質の種類に応じて、掘削の深さとのり面の状態を考慮して安全な作業を行います（表2-1、表2-2、表2-3参照）。

④安全に能率よく作業が行われるように適切な余堀（１ｍ程度）を行います。

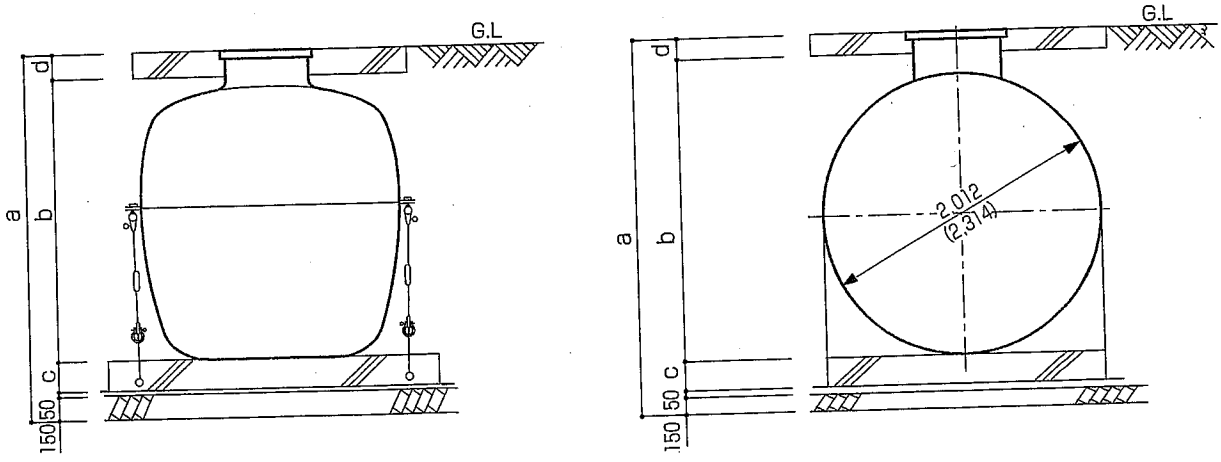

図2-3　掘削の高さ

<表2-1>　　（単位　mm）

機種 / 仕様 / 寸法	フジクリーンKC－14型		フジクリーンKC－18、21型	
	歩行者	積載荷重※	歩行者	積載荷重※
全高（a）	2,620	2,770	2,720	2,870
余裕高（b）	2,120	2,120	2,220	2,220
ベース厚さ（c）	200	250	200	250
スラブ厚さ（d）	100	200	100	200

<表2-2>　　（単位　mm）

機種 / 仕様 / 寸法	フジクリーンKX－25～30型		フジクリーンKX－35～50型	
	歩行者	積載荷重※	歩行者	積載荷重※
全高（a）	2,650	2,700	3,000	3,000
余裕高（b）	2,150	2,050	2,400	2,350
ベース厚さ（c）	200	250	250	250
スラブ厚さ（d）	100	200	150	200

※乗用車などの積載荷重がある場合は、現場施工による鉄筋コンクリートの外部補強柱（300φ）を設けるため、掘削面積が大きくなります。

<表2-3>

地質の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配	備考
岩盤又は堅い粘土からなる地質	5m未満	90°以下	地下水がある場合は別途、水替工事を検討します。
	5m以上	75°以下	
その他の地質	2m未満	90°以下	
	2m以上 5m未満	75°以下	
	5m以上	60°以下	
砂からなる地質	5m未満又は35°以下		

（2）水替工事

①工事に支障を及ぼす雨水、湧水のある現場では、かま場排水、ウエルポイント排水などの適切な工法により安全に工事を進めます。

(a)かま場排水（集水ます排水）

かま場や排水ピットに排水ポンプを直接入れて排水する方法です。

(b)ウェルポイント排水（仮設電源の容量が真空ポンプの容量に対応しているか確認します。）

6m以内の浅い地下水を強制的に真空ポンプで吸い上げる方法です。

②湧水のおそれがある場合は掘削前に試験掘を行い、土質及び地下水位の状態を検討します。

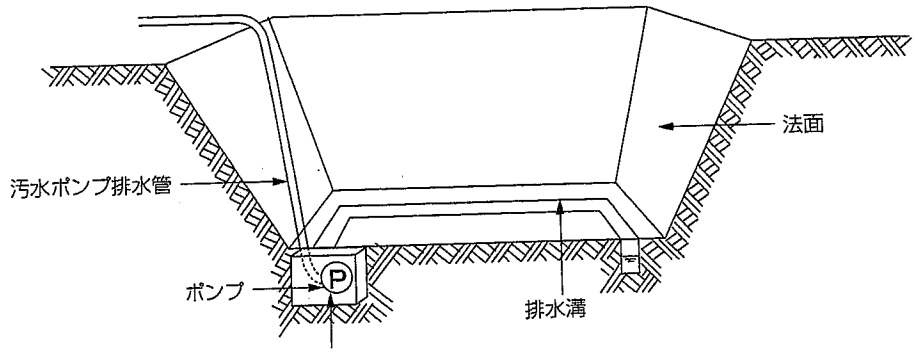

図2-4　かま場排水

（3）山留め工事（図2-5参照）

①既設の建物や工作物が近くにあり、地下水位が高く、土質が砂のときはオープンカットができないので、山留めを行います。

②工法は種々ありますが、主に鋼矢板（シートパイル）や横矢板（鋼製レール、H型鋼、I 型鋼を打ち込み、防護壁に木製の板を使用する。）を使用します。

③構造計画、施工に関しては、専門の業者に相談してください。

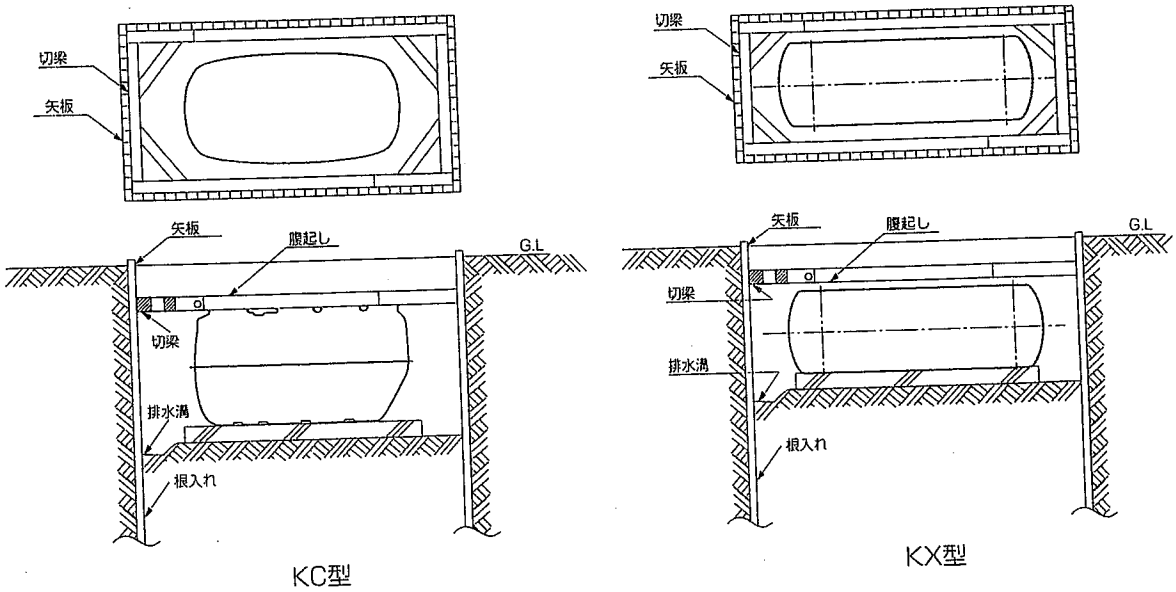

図2-5　山留め工事の一例

2-6-3　基礎地業工事

（１）栗石、目潰砂利地業

①掘削によってゆるめられた地盤を復元させるために、栗石を敷きならべ、そのすき間に砂まじりの砂利をまいて、ランマーなどで十分につき固めます。

②厚さは、15cm程度とします。

（２）捨コンクリート

①設計基準強度＝180 kg／cm²（18N）、スランプ＝15cm、最大骨材寸法＝25mm、厚さ＝5cm程度とします。

②掘削しすぎた場合は捨てコンクリートの厚さを調整し、栗石を必要以上厚くしないようにします。

③あらかじめ設定していた基準点より浄化槽の位置を確認し、捨てコンクリート上に墨出しをします。

なお浄化槽本体の浮上防止配筋及び外部補強柱配筋の位置もあわせて墨出しをします。

2-6-4　ベース鉄筋コンクリート工事

（１）ベース鉄筋工事

鉄筋仕様

仕様鉄筋は、JIS規格品の異形鉄筋 SD295Aとし、施工図面に従いますが、特殊荷重の場合を除いて原則として＜表2-4＞の配筋とします。

（２）浮上防止配筋は、図2-7～図2-9を参照してください。

（３）ベースコンクリート工事

①設計基準強度＝210 kg／cm²（21N）以上、スランプ＝15～18cm、最大骨材寸法＝25mm、打設厚さ＝20～25cm程度とします。

②コンクリート打設時には、浄化槽を水平に設置できるように、ベース上面の水平を水準器で確認します。

③コンクリートは十分に養生します。

とくに寒中は凍結防止のためシートなどで防寒をし、また夏はクラック防止のため散水してシートなどで覆います。

④ベースの水平度は浄化槽の軸方向に対して10mm以下としてください。異常な勾配

は槽内設備及び槽自体に悪い影響を与えます。

（単位　mm）

<表2-4>

名称 / 仕様	KC型，KX－２５～３０型		KX－３５～５０型	
	歩行者	積載荷重	歩行者	積載荷重
ベース厚さ	200	250	250	250
ベース配筋	D10@200ダブル	D13@200ダブル	D10@200ダブル	D13@200ダブル
浮上防止配筋	アンカー筋 1-D13		主筋 4-D13，Hoop筋 D10@100	
補強柱配筋		主筋 6-D13 Hoop筋 D10@100		主筋 6-D13 Hoop筋 D10@100

※取り付けピッチは施工図面に従ってください。

※積載荷重は乗用車程度とし、配筋は原則として上記仕様となります。

2-6-5　浄化槽本体設置工事

①図面により浄化槽の設置位置を確認して、各槽の位置と浮上防止用配筋、外部補強配筋の位置関係の確認をします。

②ベースコンクリート上（とくに浄化槽本体の接触する部分）に突起物などがないことを確認します。

③浄化槽本体には流入管、放流管、移流管などがありますので、図面により槽の配置、方向を確認し、施工してください。

④浄化槽本体の設置に際しては、レッカー車などが使用されますが、操作は安全規則に従い必ず有資格者にて作業を行ってください。

⑤玉かけに際しては、本体内部に水（雨水）が入っていないことを確認した上で、有資格者によって作業をしてください。

⑥ＫＣ型はフランジの金具（アイナット４ヶ所）にワイヤーロープをかけて必ず水平状態で吊り上げます。ワイヤーロープは長さが 7～8mで口径が12.5～14φのものを２本用意します（図2-6参照）。

ＫＸ型はワイヤーロープをかけて必ず水平状態で吊り上げます。ワイヤーロープは長さが15mで口径が12.5～14φのものを２本用意します（図2-6参照）。

⑦原水ポンプ槽は頂版の金具（アイナット２ヶ所）にワイヤーロープをかけて吊り上げます。

⑧本体設置後、水準器により浄化槽の開口部の天端で水平を確認します。

⑨設置後、ただちに規定の水位まで水張りをして漏水のチェック及び雨水、地下水に対する浮上防止対策を行います。このとき、図面及び納品書と製品を照合して槽内設備と付属品に異常がないか確認します。

⑩浮上防止対策などの準備をします。

⑪各型式の重量の目安を表2-5に示します。

＜表2-5＞

目安重量			
ＫＣ－１４型	６９５kg	ＫＸ－３０型	１０５０kg
ＫＣ－１８型	７８５kg	ＫＸ－３５型	１６３０kg
ＫＣ－２１型	８３５kg	ＫＸ－４０型	１７００kg
ＫＸ－２５型	９５０kg	ＫＸ－４５型	１８００kg
ＫＸ－２８型	１０００kg	ＫＸ－５０型	１９００kg

⚠ **注意** **傷害事故防止**

●槽の据え付け作業には、玉掛けを確実に実施し、槽の下には入らないように、安全を十分に確認して作業してください。

●適正な吊り上げ角度で作業してください。

●槽の据え付け時には、落下や衝撃を与えないように静かに行ってください。

これらの注意を怠ると、転落により器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

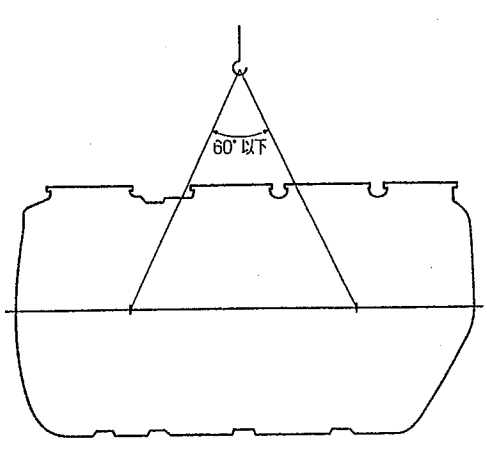

KC型

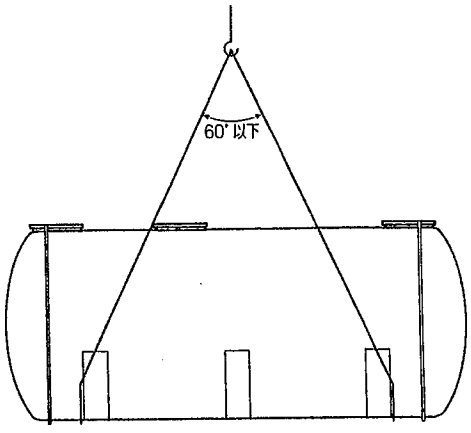

KX型

図2-6　槽の吊り上げ例

2-6-6　浮上防止の方法

（１）ＫＣ型（図2-7参照）

①歩行者仕様では鉄筋コンクリート補強柱なしで、本体の鋼製リブ補強によって土圧、水圧に耐える構造としています。

②浮上防止は鋼製のフランジの金具（アイナット４ヶ所）とシャックル及びターンバックルをベースのアンカー筋 D13とつなぎ固定します（浮上防止用の金具は標準付属品です。）。

③乗用車などの積載荷重のある場合は現場施工による鉄筋コンクリート補強柱（300φ）を施工図に従って設置しますが、特殊荷重を除いて原則として＜表2-6＞の仕様とします。

④アイナット、シャックル及び、ターンバックルなどは槽の付属品となっていますが、ベース配筋及びスラブのアンカー筋は現場施工となります。

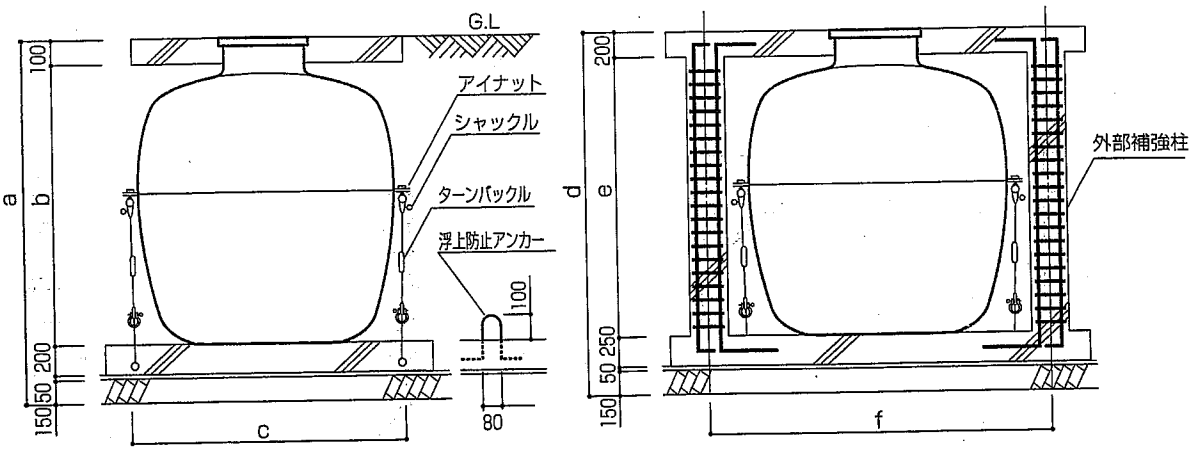

図2-7　ＫＣ型の浮上防止対策及び外部補強柱

（単位　mm）

＜表2-6＞

名称 ＼ 仕様	浮上防止金具	外部補強柱配筋
ＫＣ－１４～２１型	ベースアンカー筋 D13（４ヶ所） 長さ 40D以上	主筋　6-D13 Hoop筋　D10@100
	（付属品） SDシャックル（８ヶ）　SD14 ターンバックル（４ケ）　W5/8	

※取り付けピッチは施工図面に従ってください。

<表2-7>　　（単位　mm）

機種＼寸法	a	b	c	d	e	f
ＫＣ－１４型	2620	2120	1970	2770	2120	2670
ＫＣ－１８型	2720	2220	2110	2870	2220	2810
ＫＣ－２１型	2720	2220	2270	2870	2220	2970

（２）ＫＸ－２５～３０型（図2-8参照）

①歩行者仕様では鉄筋コンクリート補強柱なしで、本体の鋼製リブ補強によって土圧、水圧に耐える構造としています。

②浮上防止は鋼製の浮上防止バンド、金具及びターンバックルを槽の周囲に巻いて、ベースのアンカー筋D13とつなぎ固定します。

③乗用車などの積載荷重のある場合は現場施工による鉄筋コンクリート補強柱（300φ）を施工図に従って設置しますが、特殊荷重を除いて原則として<表2-8>の仕様とします。

④浮上防止バンド、金具、ターンバックルなどは槽の付属品となっていますが、ベース配筋及びスラブのアンカー筋は現場施工となります。

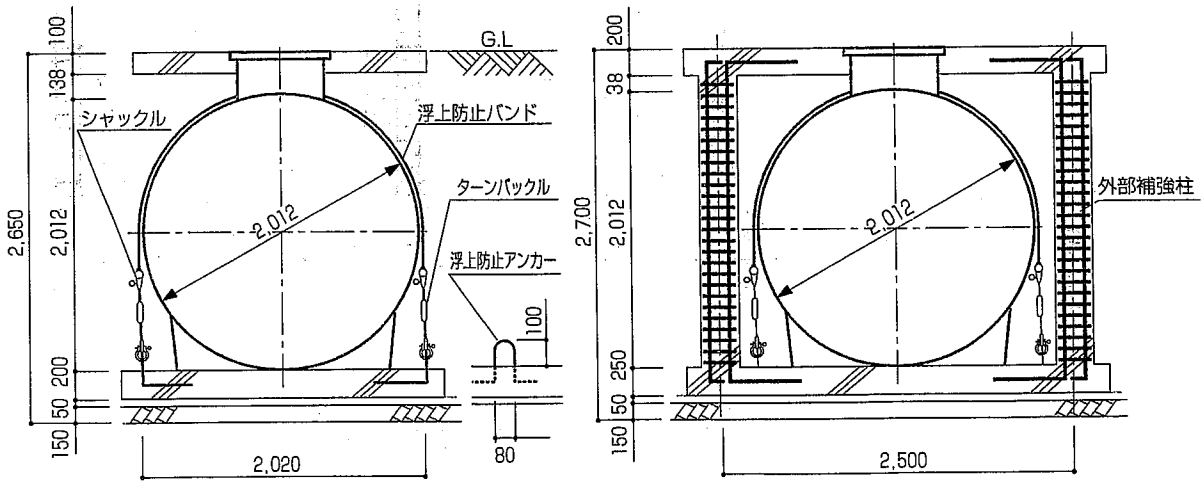

図2-8　ＫＸ－２５～３０型の浮上防止の方法及び外部補強柱

<表2-8>　　（単位　mm）

名称＼仕様	浮上防止金具	外部補強柱配筋
ＫＸ－２５～３０型	ベースアンカー筋 D13 長さ 40D以上	主筋 6-D13 Hoop筋 D10@100
	（付属品；1セットあたり） SS41フラットバー（1ヶ） 75W×4000L×6.0t SDシャックル（４ヶ） W1/2 ターンバックル（２ケ） W5/8	

※取り付けピッチ、個数（セット数）は施工図面に従ってください。

（3）ＫＸ－３５～５０型（図2-9参照）

①交通荷重のない歩行者仕様では鉄筋コンクリートの外部補強柱なしで、本体の鋼製リブ補強によって土圧、水圧に耐える構造としています。

②転倒防止及び浮上防止を兼ねたフレームに浮上防止配筋（4-D13）を貫通して設置した後、側面のフレーム開口（150×200）からコンクリートを流し込んでＦＲＰ本槽、鉄筋コンクリート補強フレーム、ベースが一体化した構造としています。

③本体の浮上防止のためのＦＲＰ製バンドを本槽、フレームに積層してベースの鉄筋コンクリートと一体化し浮上防止の役割をはたします。

③乗用車などの積載荷重のある場合は現場施工による鉄筋コンクリート補強柱（300φ）を施工図に従って設置しますが、特殊荷重を除いて原則として＜表2-9＞の仕様とします。

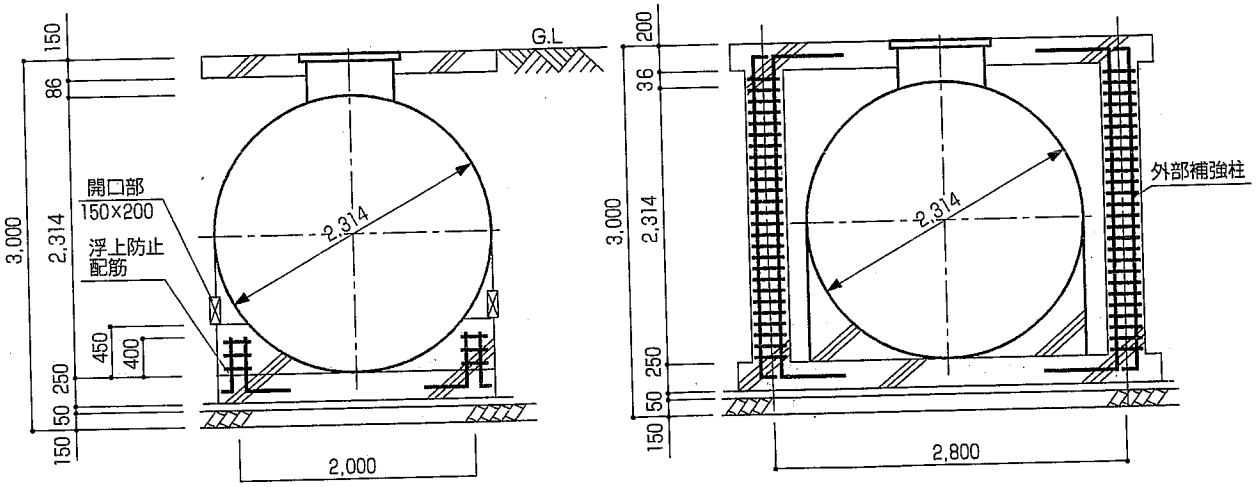

図2-9　ＫＸ－３５～５０型の浮上防止配筋及び外部補強柱

＜表2-9＞　　（単位　mm）

名称 ＼ 仕様	浮上防止配筋	外部補強柱配筋
ＫＸ－３５～５０型	主筋 4-D13 Hoop筋 D10@100	主筋 6-D13 Hoop筋 D10@100

（4）1500φポンプ升（竪型原水ポンプ槽）（図2-10参照）

①1500φポンプ升（原水ポンプ槽）の浮上防止は付属のフックボルト２本をベース上のアンカー鉄筋とポンプ槽のツバ部のアイボルトにつなぎ固定します。

②乗用車などの荷重がある場合は現場施工による鉄筋コンクリートの外部補強柱（300φ）を４カ所設けて、上からの荷重に耐える構造としています。

③外部補強柱の仕様は積載荷重によって違いますが、特殊荷重を除いて原則として＜表2-10＞＜表2-11＞の仕様とします。

④ポンプ・計量槽の据付及びその配管は工場で組み立て後、運搬途中の破損防止のため分解して発送しますので現場組立となります。

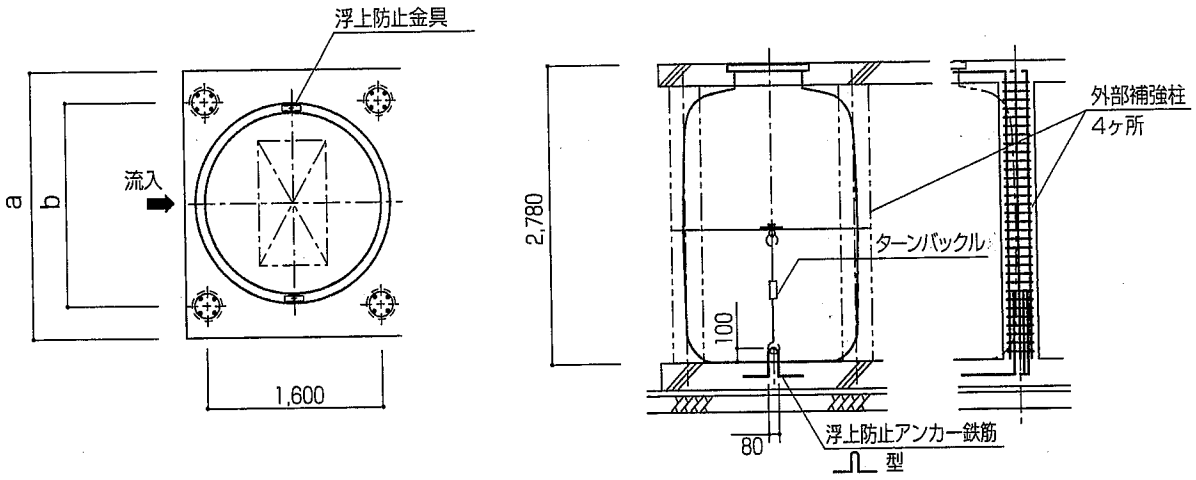

図2-10　1500φポンプ升の浮上防止金具及び外部補強柱

＜表2-10＞　ＫＣ－１４～２１型　　（単位　mm）

名　　称	仕　　様						
外部補強柱 (300φ)	主筋 6-D13 Hoop筋 D10@100	KC－14型		KC－18型		KC－21型	
		a	b	a	b	a	b
		3060	2560	3200	2700	3360	2860
浮上防止金具	D13（2カ所）						
（付属品） ターンバックル（2ケ）	W5/8						

＜表2-11＞　ＫＸ－２５～５０型　　（単位　mm）

名　　称	仕　　様				
外部補強柱 (300φ)	主筋 6-D13 Hoop筋 D10@100	KX－25～30型		KX－35～50型	
		a	b	a	b
		3000	2500	3300	2800
浮上防止金具	D13（2カ所）				
（付属品） 補強プレート（2ケ） アイボルトナット(2ケ) 角座金（2ケ） ターンバックル（2ケ）	SS41 65W×200L×6.0t ナットM16、ボルトM16×65 M16用 W5/8				

（５）2000φポンプ升（竪型原水ポンプ槽）（図2-11参照）

①2000φ原水ポンプ槽の浮上防止はＦＲＰ製の補強柱に鉄筋コンクリートを一体補強した構造としています。

②乗用車などの荷重がある場合は現場施工による鉄筋コンクリートの外部補強柱（300φ）を４カ所設けて、上からの荷重に耐える構造としています。

③外部補強柱の仕様は特殊荷重を除いて原則として＜表2-12＞の仕様とします。

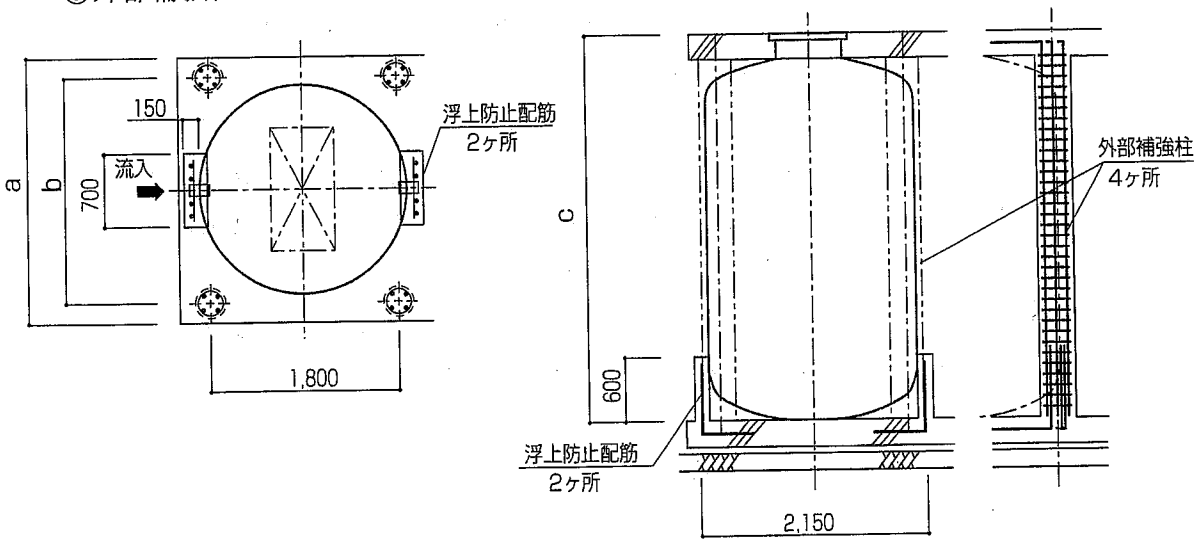

図2-11　2000φポンプ升浮上防止配筋及び外部補強柱

＜表2-12＞

浮上防止配筋	外部補強柱（300φ）
タテ筋 4-D13 ヨコ筋 5-D10	主筋 6-D13 Hoop筋 D10@100

(単位　mm)

＜表2-13＞

KC-14型		KC-18型		KC-21型		KX-25～30型		KX-35～50型		2000φポンプ升		
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	c		
3060	2560	3200	2700	3360	2860	3000	2500	3300	2800	2050	2350	3000

2-6-7　土工事

（１）準備

①埋戻しの前に転落防止のため、また土砂が入らぬように点検用開口部にマンホール、チェッカープレートを仮置します。

②各配管の取り出し口にも土砂が入らぬようにキャップがされていますので確認してください。

③浮上防止を確実にするため、槽内に規定の水位まで水はり後、埋戻しをします。

（２）埋戻し

①埋戻しの土は土塊、岩石などが混入しない締め固めの良好な山砂などを使用してください。岩石があると落下の衝撃や異常な集中荷重が作用して、ＦＲＰ槽本体を破損するおそれがあります。

②埋戻し作業は30～50cmごとに数段にわけて、周囲を均等に所定の高さまで、すき間のないように水締め又はランマーやコンパクタにて突き固めます。

③槽の一方のみの片埋戻しは槽の移動や傾きの原因となり、槽本体の破損につながるおそれがあります。

④埋戻しは放流管底までとし、配管工事終了後、上部スラブの分だけを残して埋戻しを行い、その後上部スラブを打設してください。

2-6-8　カサ上げとマンホール及びチェッカープレートの取り付け

（１）マンホール

マンホールは、浄化槽の機種（ＫＣ型、ＫＸ型）および通過車輌の種類により、下記の仕様（表2-14）となります。

＜表2-14＞

表示	材質	使用機種	許容通過車輌
250K	プラスチック	ＫＣ型	歩行者
500K	プラスチック	ＫＣ型	乗用車程度（2000CC以下） 一輪当たりの概略重量500kg以下
500K	鋳鉄	ＫＸ型	乗用車程度（2000CC以下） 一輪当たりの概略重量500kg以下
1500K	鋳鉄	ＫＣ型	3tトラック程度 一輪当たりの概略重量1500kg以下
2500K	鋳鉄	ＫＸ型	4tトラック程度 一輪当たりの概略重量2500kg以下
5000K	鋳鉄	ＫＸ型	15tトラック程度 一輪当たりの概略重量5000kg以下 （市販品を使用してください。）

⚠ **注意**

●マンホールは上部積載荷重に応じて適正なものを使用してください。

●工事中は必要な時以外はマンホール・点検口などの蓋を必ず閉めてください。

●マンホール・点検口などの蓋及びロックのひび割れ・破損などを発見したら直ちに取り替えてください。

適正荷重以上のものがのると蓋が破損し、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

（２）カサ上げの取り付け方法（ＫＣ－１４～２１型）

①図2-12のように塩ビ製カサ上げを槽本体の開口部にボルトナットで固定します。

②カサ上げにマンホールの枠を置き、ボルトナットで固定します。

（３）カサ上げの取り付け方法（ＫＸ－２５～５０型）

①図2-12のようにＦＲＰ製カサ上げを槽本体の開口部にボルトナットで固定します。

②カサ上げにマンホールの枠を置き、ボルトナットで固定します。

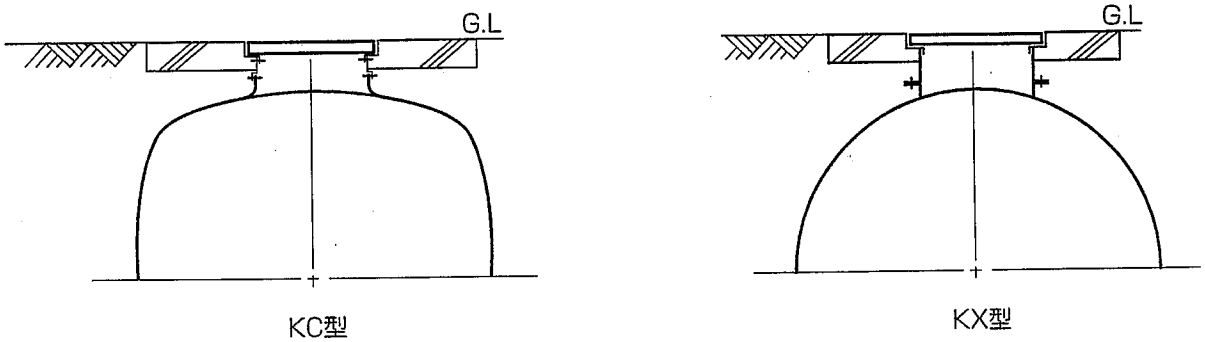

図2-12　カサ上げ例

2-6-9　スラブ鉄筋コンクリート工事

（1）スラブ鉄筋工事

①スラブの形状や交通荷重の有無によって、鉄筋の仕様は違いますが、特殊荷重を除いて、原則として下記の仕様となります。

<表2-15>

荷重種類	歩行者荷重	乗用車荷重
周方向	D10@200シングル	D13@200ダブル
軸方向	D10@200シングル	両端（W=500）上下共5-D13，中央D13@200ダブル

②開口部の補強筋は、荷重の有無によってシングル又はダブル配筋とします。

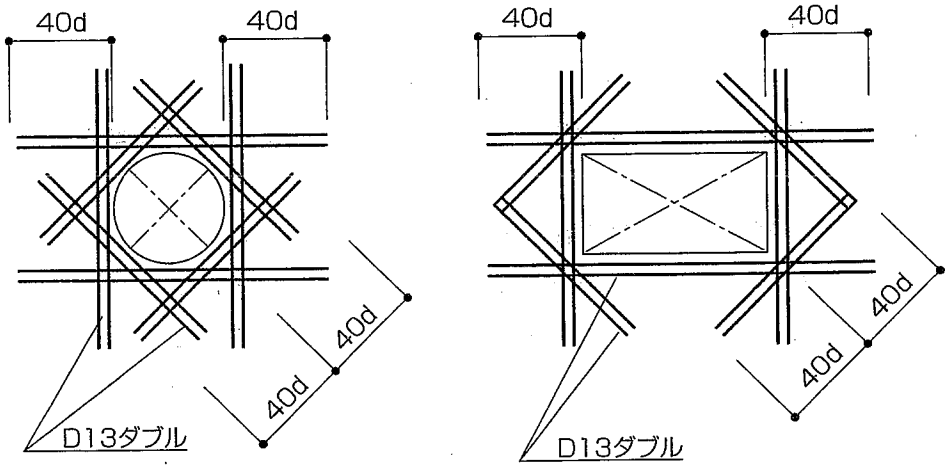

図2-13　開口部の補強筋

（2）スラブコンクリート工事

スラブの形状は設置条件や交通荷重の有無によって違いますが、コンクリート厚さは15～20cmとし、コンクリート強度及び仕様はベースコンクリートに準じます。

（3）鉄筋コンクリートが設計強度に達するまで車輌、重機などが槽に接近しないように仮囲いなどを設けてください。

2-6-10　注意すべき施工

標準施工以外に浄化槽本体にとくに荷重が加わる場合には、以下のような特殊施工を行ってください。なお、各々の設置状況が異なるので現場の状況に応じコンクリート厚み、鉄筋の種類が異なります。（施工図に従って施工してください。）

また以下の施工に際しては、補強仕様（浄化槽）製品を使用していただきますようお

願いします。

⚠ 注意

これらの注意を怠ると器物破損（槽本体の破損）、傷害の生ずるおそれがあります。

（1）カサ上げ30cm以上の場合（図2-14参照）

基本的にはカサ上げは30cmまでとします。流入管底が深くなり、やむを得ず30cm以上のカサ上げを行う場合は次のような工事を行ってください。

図2-14のように二重スラブ（ピット）構造とし、上部からの荷重はすべて鉄筋コンクリート補強柱及びベースで受けとめる形とし、また維持管理を容易に行うことができるよう上部開口を大きくとってください。

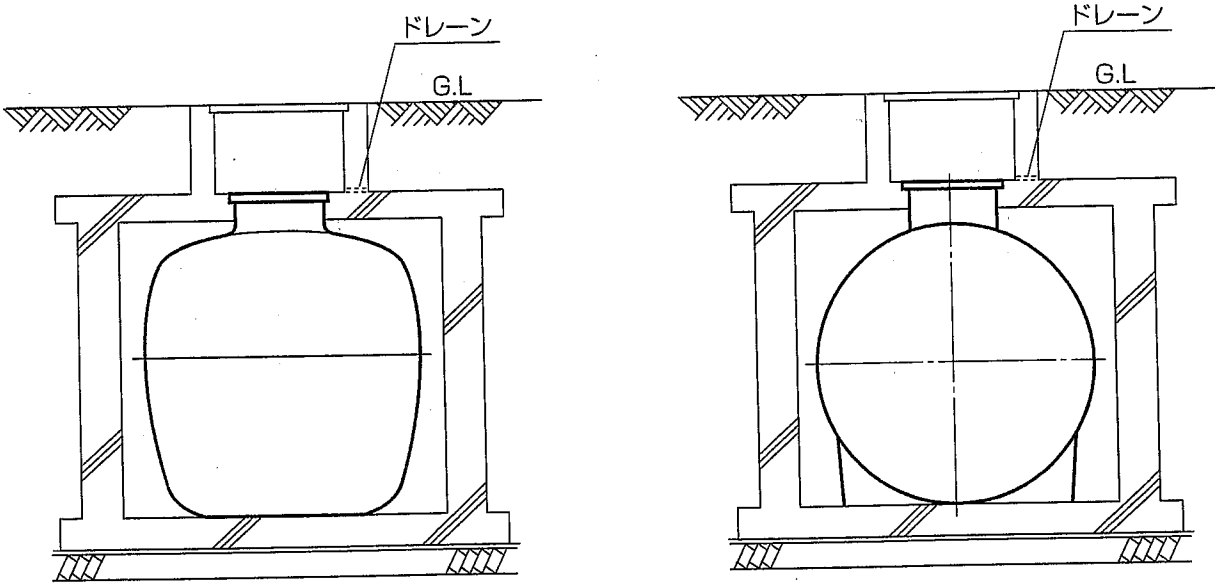

KC型　　KX型

図2-14　カサ上げ30cm以上の場合

（2）付近に大型車が通過する道路や構造物基礎又はがけなどがある場合

荷重が直接浄化槽本体にかからないように次のような工事を行ってください。

図2-15のように、荷重の影響を受ける側に鉄筋コンクリートベースと鉄筋コンクリート側壁を打設してください。この際、ベースと側壁は一体構造として施工してください。

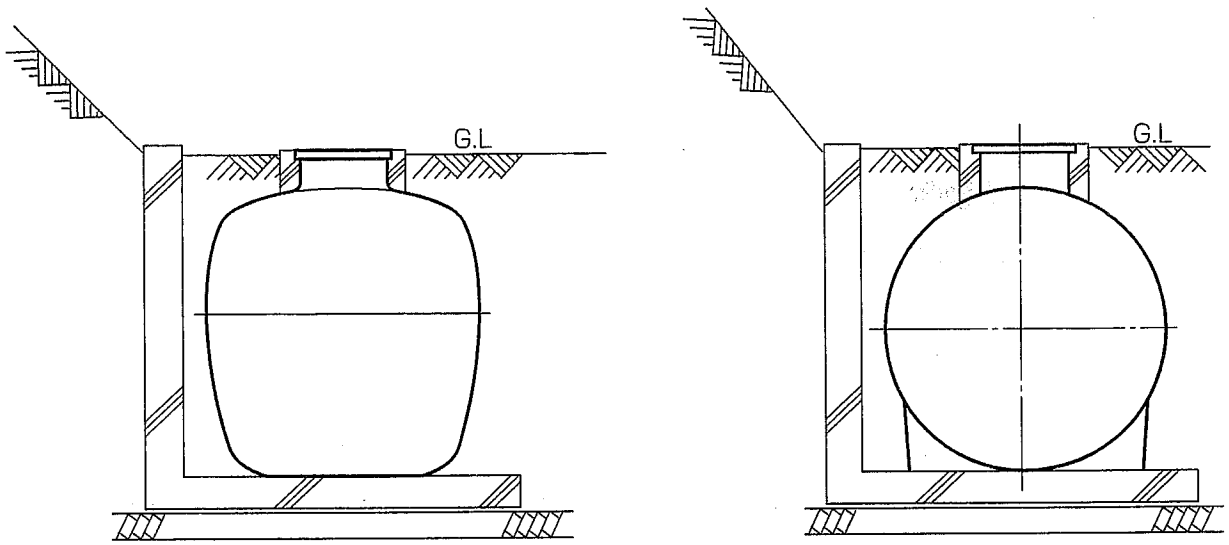

図2-15　側面より荷重を受ける場合

（３）寒冷地に設置する場合

①槽内が凍るおそれのある場合は、一般に水面がその地方の凍結深度以下になるように深く設置してください。

②地盤面より下げて施工する場合は維持管理が容易に行えるように鉄筋コンクリートのピットを浄化槽周囲に設けてください（図2-14参照）。

③多雪地における施工については、地域によって多少の相違はありますが浄化槽の上部に屋根囲いなどをして積雪により浄化槽に荷重が直接かからないよう施工するか、又は上部に荷重がかかる場合の施工（積載荷重仕様）に従ってください。

2-6-11　配管工事

（１）槽外配管は原則として、すべて硬質塩ビ管を使用します。
槽内配管は工場にて製造時に配管をします。

（２）配管工事は配管施工図面に従って施工し、必ず流入管底まで埋戻しを行ったあとに行います。

（３）槽外配管リスト

<表2-16>

槽の名称	配管名称	材質・口径	備考欄
1500φ, 2000φ ポンプ槽 (原水ポンプ槽)	流入管	VU125	最終桝と接続
	空気管	VP20※	撹拌用ブロワ配管
	移流管	VU125	横型槽と接続
ＫＣ－１４～２１型	流入管	VU125	最終桝と接続
	空気管	VP20	KX-25～30型 VP20, KX-35～50型 VP30
	汚泥移送管	VU50	KX-25～50型 VP50, KX-35～50型 75
	はく離汚泥管	VU50	KX-25～30型 VP50, KX-35～50型 75
	放流管	VU125	放流桝と接続
	ポンプ管	VP50※	原水ポンプ配管
	臭突管	VU65	沈殿分離槽
ＫＸ－２５～５０型	流入管	VU125	最終桝と接続
	空気管	VP20, 30	
	汚泥移送管	VU50, 75	
	はく離汚泥管	VU50, 75	
	放流管	VU125	放流桝と接続
	ポンプ管	VP50※	原水ポンプ配管
	ポンプ管	VP30※	放流ポンプ配管
	臭突管	VU65, 75	沈殿分離槽

※印は使用するポンプ、ブロワの口径により変更します。

※槽内は50φ以下がVP，65φ以上がVU管とします。また、槽外は管径にかかわらずVP管とします。

（４）流入、放流配管工事

流出管底まで埋戻しを行ったのち、配管工事を行います。配管工事終了後、上部スラブの分だけを残して埋戻しを行います。

流入管、放流管及び槽と槽を結ぶ配管は埋戻しの土なので、土が固まるまでは不等沈下が起きます。これによる配管などの破損を防止するために以下の対策を行います。

① 配管は必ず流出管底まで埋戻しを行ったのちに施工します。

② 埋戻しの際には十分な水じめと突き固めを行います。

2-6-12　電気工事

（１）上部スラブの配筋終了後、ポンプなどの動力配線用の電線管を施工します。

（２）電線管は原則として、HIVE管（電気用硬質塩ビ管）JIS C8430を使用します。
鋼管（薄鋼管、厚鋼管）を使用する場合、地中埋設のみ防蝕テープ巻とします。

> ⚠ **警告** **感電・発火事故防止**
> ●アースが必要なブロワ・動力操作盤などには、必ずアース工事をしてください。
> ●ブロワの電源は、防水型コンセントをご使用ください。
> これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

（３）電線は次の仕様とします。

＜表2-17＞

動力、制御の区分	ケーブルの名称	日本工業規格
ポンプ等の動力系	600V架橋ＰＥ絶縁ケーブル（CV）	JIS C3605
レベルスイッチ	制御用ケーブル（CVV）	JIS C4301

（４）電動機の電源（ＣＶ）、電線管のサイズ

＜表2-18＞

電動機の電圧	電線(ｹｰﾌﾞﾙ)	電線管(塩ビ)	電線管(薄鋼)	電線管(波付ポリ)	配線管（可とう）
100V	CV2□×3C	HIVE22φ	CP25φ	FEP30φ	CD22φ
200V	CV2□×4C				

※動力操作盤へ入る二次側電線管の入口と出口はコーキング処理します。
FEP30φは土中埋設、CD22φはコンクリート隠ぺい部分で使用してください。

（５）ブロワ、ポンプの結線工事例（図2-16参照）

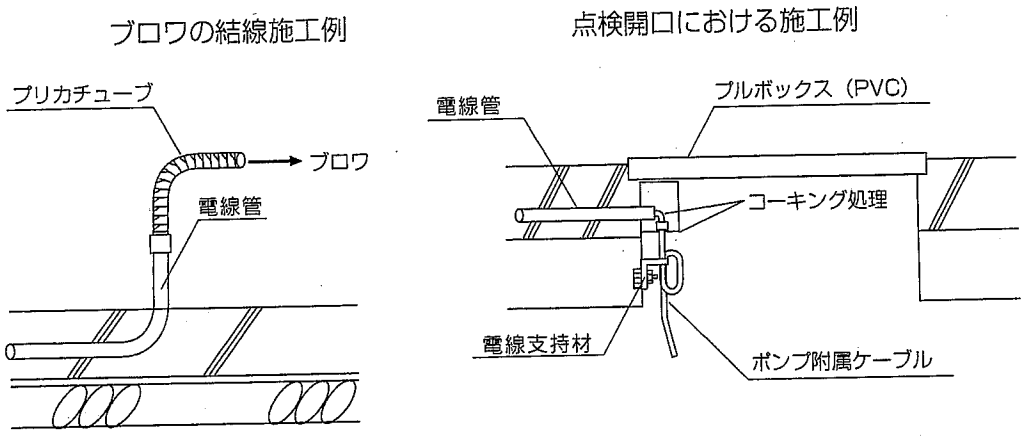

図2-16　ブロワ、ポンプの結線工事例

２－７．試運転調整

2-7-1　動力操作盤の運転方法

（１）電源の確認

①電源ランプ（白色）が点灯していることを確認してください。

②ランプは盤内のスイッチに関係なく通電していれば点灯します。

（２）主幹電源の確認

盤内の機器類のしゃ断器（MCB）*が切られているかを確認後、主幹電源用の漏電しゃ断器（ELB）を入れます。

＊回路数によって個別のしゃ断器が付かない場合があります。

（３）ブロワの運転

①ブロワは原則として手動運転としています。

②操作はセレクトスイッチを「断」又は「切」にして盤内のしゃ断器（MCB）*をONにします。セレクトスイッチを「入」又は「NO1」、「NO2」にして、回転方向、異常振動のないことと、運転ランプ（赤色）の点灯を確認後「断」又は「切」にします。

（４）電磁弁の運転（ＫＸ－３５～５０型）

①電磁弁はセレクトスイッチを「自動」にすればタイマーにより、任意の回数、間

欠運転をしますので、現在時間にタイマーを合わせ、運転時間を設定してください。タイマーの運転時間、回数は自由に設定、変更できます。

②このとき運転ランプ（赤色）の点灯を確認します。

（５）原水ポンプの運転

原水ポンプはセレクトスイッチの選択により手動運転、自動運転となります。

①セレクトスイッチを「断」又は「切」にしてから盤内のしゃ断器（MCB）*をONにします。セレクトスイッチを自動運転又は手動運転にONします。

②手動運転

原水ポンプはセレクトスイッチを「手動」にして、ポンプの回転方向、異常振動のないことを確認後「断」又は「切」にします。運転中は各ポンプのランプ（赤色）が点灯します。

③自動運転

（ａ）原水ポンプはセレクトスイッチを「自動」にすればレベルスイッチにより上下限の水位を検出し、自動運転します。（レベルスイッチを引き上げてON-OFFさせ、ポンプの自動運転を確認してください。）各ポンプの No.1、No.2はレベルスイッチのON-OFF毎に自動交互運転し、満水時は２台同時運転となります。

（ｂ）水位が異常に上昇すると、原水ポンプ槽は満水警報ブザーが鳴り、同時に槽の満水を表示するランプ（オレンジ）が点灯します。

（６）放流ポンプの運転（レベルスイッチ内蔵型ポンプの場合）

①セレクトスイッチを「断」又は「切」にして盤内のしゃ断器（MCB）*をONにし、No.1、No.2ポンプのセレクトスイッチを「入」にしてポンプの回転方向、異常振動のないことを確認後「断」又は「切」にします。

②自動運転

No.1、No.2ポンプのセレクトスイッチを「入」にすれば、ポンプに内蔵されたレベルスイッチにより上下限の水位を検出し自動運転します。No.1、No.2ポンプはレベルスイッチのON-OFF毎に自動交互運転し、満水時は２台同時運転となります。

（７）使用上の注意

盤面の警報停止ボタン（PB）は、ふつうONになっています。ご使用中ブザーが鳴り、オレンジランプ（故障表示）が点灯している場合は、警報停止ボタン（PB）を押して、ご契約の維持管理会社へご連絡ください。

（8）修理上の注意

電動機が過負荷により、サーマルリレー（自動復帰）が作動した場合は、電動機が停止し、ブザーが鳴り、同時にオレンジランプが点灯します。この場合、押ボタン（PB）を押せばブザーは鳴りやみますが、オレンジランプは消えません。故障機器の修理が完了すれば、オレンジランプは消えます。

2-7-2　竣工検査と引き渡し

（1）試運転が終了したら、所轄関係官庁の完了検査を受けた後、設置者（浄化槽管理者）に引き渡してください。

（2）引き渡しの時には、設置者に使用上の注意事項（Ｐ２参照）を説明し、保証書などその他の資料を必ず手渡してください。

（3）維持管理会社が決まっている場合には引き渡しの際に一緒に立ち会うよう連絡して、必要な引き継ぎを行ってください。

3．維持管理要領

弊社製品を正しく、安全にご使用いただくために次の項目を必ずご熟読の上、十分に注意していただきますようお願い致します。

3－1．維持管理に関する注意（維持管理会社の方へ）

⚠ 警告 **1）消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止**

●消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。

●消毒剤には、塩素系の無機・有機の二種類があります。これらを一緒に消毒器に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの生ずるおそれがあります。

⚠ 警告 **2）作業中の酸欠などの事故防止**

●槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全を確かめてください。また、槽内で作業するときは常に換気をしてください。

これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生するおそれがあります。

⚠ 注意 **3）転落事故防止**

●作業終了後、マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは必ずロックしてください。

●マンホール・点検口などの蓋及びロックのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。

●点検時にはマンホール枠内の異物（砂・小石など）を取り除いてください。

これらの注意を怠ると、転落事故（傷害）の生ずるおそれがあります。

⚠ 注意 **4）感電・発火・巻き込まれ事故防止**

●ブロワ・動力操作盤の近く（約50cm以内）には、ものを置かないでください。

●電源コードの上には、ものを置かないでください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

●ブロワの点検後、外したカバーは必ず取り付けてください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

3－2．その他の注意事項

1）浄化槽には正しい管理が必要です。設置者に保守点検の委託契約をすすめるとともに、使用上の注意点などを説明してください。

2）使用開始時に次のことを確かめてください。

○浄化槽の設置工事が適正になされているか。

○浄化槽の内部に正常な水位まで水がはってあるか。

○散気装置から正常に空気が出るか。

○消毒剤が消毒器に入っているか（袋に入っている場合は出してください）。

3）早期に浄化槽の機能を発揮させたいときにはシーディングを行ってください（Ｐ４８参照）。

3－3．維持管理の種類と頻度

通常、浄化槽の維持管理は**保守点検**、**清掃**、**検査**の３つに分けられます。保守点検とは「浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業」をいい、浄化槽の作動状況、施設全体の運転状況、放流水の水質などを調べ異常や故障を早期に発見し予防的処置を講ずる作業です。

清掃とは「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等を引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、清掃等を行う作業」をいい、浄化槽の使用に伴い必ず発生する汚泥、スカムなどを槽外へ引き出し、槽及び機器などを清掃する作業で浄化槽の機能を長期にわたって維持するために不可欠な作業です。また検査とは、浄化槽が適正な機能を発揮しているかを調査、測定する作業です。

（1）保守点検の回数

小型合併処理浄化槽の保守点検の回数は通常の使用状態において処理対象人員が１１人から２０人までの浄化槽の場合は、４ヶ月に１回以上行うことになっており、２１人から５０人までの浄化槽の場合は、３ヶ月に１回以上行うことになっております。

（2）清掃の回数

小型合併処理浄化槽の清掃の回数は、通常の使用状態において１年に１回以上行うことになっております。

（3）検　査

浄化槽は保守点検、清掃のほか、厚生大臣又は都道府県の指定する指定検査機関により、水質に関する検査を受けることが義務づけられており、第１回目の検査は通常「７条検査」といわれ使用開始後６ヶ月後から２ヶ月以内に行います。

２回目以降の検査は通常「１１条検査」といわれ、その後毎年１回行います。

3－4．保守点検

浄化槽が正常な運転を維持し、所定の処理性能を確保していくためには定期的な保守点検が極めて重要な作業です。保守点検は保守点検の技術上の基準（P６４参照）に従って行ってください。

3-4-1　使用前の点検確認と調整

通常の保守点検を行う前に、使用開始直前に浄化槽の製造、施工、内部作動装置の機能などを点検確認することは、浄化槽の正常な運転のためにも、また保守点検・清掃作業に支障を生じさせないためにも極めて重要です。

（１）浄化槽の設置状況の確認

①実施設と届出書類の照合

○設置された浄化槽と届出された浄化槽が同一であるかを申請書類などで照合確認してください。

②浄化槽周辺状況の確認

○本体、ブロワなどが設置されている場所を観察し、保守点検及び清掃作業に支障がないかを確認してください。

○浄化槽のマンホールなどより雨水の流入のおそれがないかを確認してください。

○浄化槽上部の利用状況について観察してください。とくに上部が駐車場になっている場合は車輌用仕様になっているか設計図書などで確認してください。

○住宅の場合、風呂排水、台所排水が接続されていることを確認してください。

③浄化槽内部の確認

○マンホールを開け、保守点検・清掃作業が容易かつ安全に行えるかを確認してください。

○槽が水平に施工されているか確認し、各槽の水位関係、流入管底、放流管底などが正常かを確認してください。

○目視により槽内壁、仕切板、各配管、その他の内部設備に破損などがないかを確認してください。

（２）装置の機能の確認

①ブロワの運転状況の確認

○ブロワを運転し、異常な音、振動がないかを確認してください。

○配管の途中での空気もれがないかを確認してください。

②接触ばっ気槽の撹拌状況の確認

○ブロワを運転し、接触ばっ気槽内の撹拌状況を目視で観察し、偏流などが起っていないかを確認してください。

③逆洗装置の機能の確認

○逆洗操作を行ってください（逆洗バルブを開き、散気バルブ、汚泥移送バルブ、空気逃しバルブを閉じる）。

○接触材が逆洗されているかを確認してください。

④はく離汚泥の移送状況の確認

○汚泥移送バルブを開きエアリフトポンプで移送を行ってください。

（Ｐ１３参照）

（３）シーディングなど（浄化槽の機能発揮を早めるために）の操作

小型合併処理浄化槽は使用開始から機能が安定するまでにある程度の期間を要するため、シーディングなどを行うことにより、早く所期の機能を発揮することができます。

○シーディングを行う場所と種汚泥の種類と量の目安は以下のとおりです。

投入箇所	接触ばっ気槽
汚泥の種類	○合併処理浄化槽のばっ気槽又は接触ばっ気槽の汚泥 ○市販のシーディング剤
添加濃度の目安	○槽内の濃度が100 ～200mg／ℓになる程度 （例えばMLSS3000mg／ℓ程度の汚泥であれば、１４人槽では150ℓ程度です。）
投入時期	使用開始直前と開始後

3-4-2　通常の保守点検

（１）点検作業

通常の点検作業は以下の手順で行います。

１）点検前の作業

①現場到着

・現場に行く前に設置者に電話などにて事前連絡をとってください。

・現場に到着したら、設置者に臭気・異常音など状況を聞いてください。

②保守点検の準備

・浄化槽の上部と廻りを整理してください。

・保守点検に必要な器具などを浄化槽の近くにセットしてください。

・マンホールを開けてください。

・臭気がある時は、スプレー式消臭剤を使用して作業してください。

⚠ **警告** **作業中の酸欠などの事故防止**

●槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全を確かめてください。また、槽内で作業するときは常に換気をしてください。

これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生するおそれがあります。

③作業前の点検報告書への記入

・点検年月日、時刻、天候、気温など。

・使用者名、実使用人員、水道メーターなど。

2）点検作業

各槽ごとの点検作業は以下のとおりです。

①沈殿分離槽（第１室及び第２室）

・浄化槽へ流入するインバートますの点検

・流入バッフル、移流バッフル（掃除口）の点検

・臭気の有無

・スカムの状況、厚さの測定

・汚泥の状況、厚さの測定

・汚泥の状況、堆積厚の測定

・流出水の測定（透視度、ｐＨ、水温など）

・カ、ハエなどの発生状況

・水位の異常上昇の有無

②接触ばっ気槽

・攪拌の状況

・散気の状況

・臭気の有無

・発泡の有無

・ミジンコなどの発生の有無

・槽内水の測定（透視度、ＳＶ、ｐＨ、ＤＯなど）

・接触材への生物膜の付着状況の測定

（場合により逆洗作業、汚泥の移送作業）

・エアリフトによる移送水量の測定

③沈殿槽

・スカムの発生状況

・越流せきの付着物の有無

・底部の汚泥の堆積状況

・流出水の測定（透視度、ｐＨ、水温、ＧＲなど）

④消毒槽

・消毒器の状況（正常な位置に固定されているか）

・消毒剤の有無（消毒剤の溶解量は適切か）

・残留塩素の測定

⚠ **警告** **消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止**

●消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。

●消毒剤には、塩素系の無機・有機の二種類があります。これらを一緒に消毒器に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの生ずるおそれがあります。

⑤ブロワの点検

・異常音、振動の有無

・風量及び吐出圧の測定

・エアーフィルターの掃除

・ダイヤフラム（ダイヤフラム型）の点検

・オイル（ロータリー型）の点検

・ベルト（ロータリー型）の点検

⚠ **注意** **感電・発火・巻き込まれ事故防止**

●ブロワ・動力操作盤の近く（約50cm以内）には、ものを置かないでください。

●電源コードの上には、ものを置かないでください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

●ブロワの点検後、外したカバーは必ず取り付けてください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

3）点検後の作業

・点検、測定の結果を点検報告書に記入してください。

・保守点検器具をかたづけ、マンホールを閉めて、槽上部全体の掃除をしてください。

・設置者に作業終了を報告し、点検で気の付いたことをお願いしてください。書

類に印をもらい、一部を設置者に渡してください。

⚠ **注意** **転落事故防止**

●作業終了後、マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは必ずロックしてください。

●マンホール・点検口などの蓋及びロックのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。

●点検時にはマンホール枠内の異物（砂・小石など）を取り除いてください。

これらの注意を怠ると、転落事故（傷害）の生ずるおそれがあります。

○蓋の通常設置の場合はロックを必ず閉の状態（S）にしてください（図3-1参照）。
ボルトロック式の場合は最後まで締め込んでください。

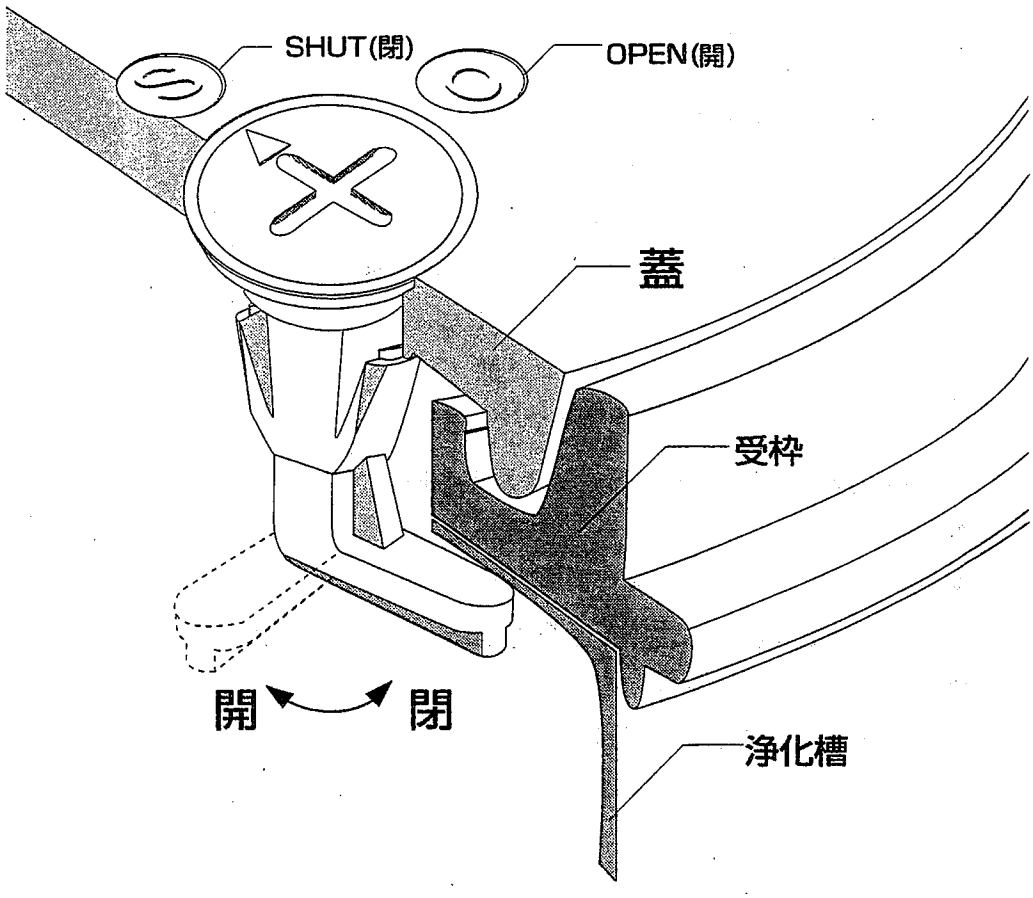

図3-1　プラスチック製マンホール開閉方法

（２）管理の目安と保守作業

各槽での点検項目と正常な状態での目安及び異常時の保守修復作業は以下のとおりです。

１）沈殿分離槽

点　検　項　目	正常な状態の目安	異常時の保守作業
・流入部（インバートます、流入管、バッフル）の点検	・閉塞がないこと。	・異物を除去してください。
・臭気の有無	・マンホールを閉じた状態で著しい臭気がないこと。	・Ｐ５４異常時の対策を参照してください。
・スカム及び堆積汚泥	・多量のスカム及び汚泥がないこと（第１室にスカムが水面上10cm以上又は流出バッフル底部より10cm上まできた時、多量のＳＳが接触ばっ気槽へ移流する場合は清掃）	・清掃を行ってください。 清掃についてはＰ５７清掃の方法を参照してください。
・カ、ハエなどの発生状況	・著しく発生していないこと	・スプレー式殺虫剤かプレート式殺剤をつるしてください。
・水位の状況	・異常な上昇のないこと	・移流バッフル、流出バッフルのつまりなどを除去してください。

２）接触ばっ気槽

点　検　項　目	正常な状態の目安	異常時の保守作業
・撹拌の状況 （散気の状況）	・ほぼ均等に流れていること、槽底部に汚泥の堆積のないこと。 ・ＤＯが1mg／ℓ以上。 （3mg／ℓ以上が好ましい）	・送気管、散気管の点検（途中に空気もれがないか） ・散気ノズルの掃除 ・散気ノズルの位置の修正 ・ブロワの点検
・臭気の有無	・ほとんど悪臭のないこと。 （送風量不足、接触材の閉塞、毒物の混入のないこと）	・上記の点検を行ってください。 （とくに送風量が適正かを調べる） ・接触材の目づまりの点検 逆洗を行ってください。Ｐ５４異

		常時の対策を参照してください。 ・毒物の流入の調査。 臭気対策についてはＰ５４異常時の対策を参照してください。
・発泡の有無	・著しい発泡がないこと。	・消泡剤を使用し消泡する。Ｐ５４を参照してください。
・ミジンコなどの発生の有無	・著しく発生しないこと。	・Ｐ５４異常時の対策を参照してください。
・循環液の状況	・多量のＳＳ分のないこと。（ＳＶ値が１０％以下）	・エアリフトポンプによる汚泥の移送を行ってください。 ・清掃を行ってください。
・接触材への微生物の付着状況	・適度の付着があること。 ・閉塞していないこと。	・生物膜がほとんどない場合は、シーディングを行ってください。 ・閉塞している場合は逆洗を行ってください。 ・清掃を行ってください。
・水位の異常上昇の有無	・異常な上昇のないこと。	・逆洗を行ってください。 ・清掃を行ってください。
・エアリフトによる汚泥移送の状況	・移送水量（Q）に対し３Q以下とすること。	・調整を行ってください。

３）沈殿槽

点　検　項　目	正常な状態の目安	異常時の保守作業
・スカムの発生状況	・多量のスカムのないこと。	・スカムを沈殿分離槽へ返してください。
・越流せきの付着物の有無	・ないこと。	・除去してください。
・底部汚泥の堆積状況	・多量に堆積しないこと。	・エアリフトポンプが正常に作動しているか調査し、沈殿分離槽第１室へ移送してください。
・流出水の状況	・ＳＳ分を多く含まない。 ・ｐＨは5.8～8.6	・前置各槽の状況を調査すると共に使用状況も調査、ＳＳ分の多量流出の場合は清掃を行ってください。

4）消毒槽

点　検　項　目	正常な状態の目安	異常時の保守作業
・消毒器の取り付け状態	・正常な位置にとりつけられていること。	・正常な位置に固定する。 ・処理水消毒薬剤が効率よく接触するようにしてください。
・消毒剤の有無	・規定量入っていること。	・消毒剤の補充を行ってください。
・残留塩素	・検出されること	・接触方法の検討を行ってください。
・放流水ｐＨ	・5.8～8.6	

5）ブロワ

点　検　項　目	正常な状態の目安	異常時の保守作業
・配　管	・空気もれがないこと。	・修理してください。
・風量、吐出圧	・所定の風量、吐出圧	・原因を調査し対応してください。（ブロワ、配管、散気ノズルの目づまりなど）
・音、振動	・異常な音、振動がないこと	・原因を調査し、対応してください。
・エアーフィルター	・目づまりのないこと。	・掃除又は交換してください。
・オイルとベルト（ロータリー式の場合）	・オイルゲージの指示範囲内、ベルトに破損のないこと。	・オイルの補充、ベルトの交換をしてください。
・ダイヤフラム	・破損のないこと。	・定期的に交換してください。 ※詳細はブロワの取扱説明書を参照願います。

（3）異常時の対策（臭気、逆洗、発泡他）

前項の異常時の保守作業の他、とくに重要と思われる作業については以下に記します。

1）臭気対策

浄化槽の中で臭気の発生するおそれのある箇所は主に沈殿分離槽と好気性単位装置（接触ばっ気槽）があげられます。接触ばっ気槽からの悪臭の発生の原因については、種々考えられますが、主に空気不足や有効に生物処理が行われない状

態の場合が多く、対策として、ばっ気風量を増やしたりシーディングなどを行うことが考えられます。臭気対策について以下に２～３の経験例を挙げ、その対策を以下に記します。

臭気対策について

臭気対策としてはいろいろ考えられますが、例として以下の方法を示します。

ただし、実際にはその現場での状況によって判断し対応してください。

1　応急的な方法としては、槽内の流入管にエルボを取り付けてその先端を水面下にし、水封するとともに、マンホールをパッキンなどでシールしてください。

2　家屋内への悪臭の逆流は、浄化槽までの配管に、臭気止めが適切になされていない場合に起こる可能性があります。配管経路の調査を行い対処してください。

3　排気筒（臭突）を設置してください。この場合、排気筒の高さを付近の建物の軒先りも高くしたり、風向きなども十分考慮して施工を行ってください。

4　接触ばっ気槽へシーディングを行ってください（他の浄化槽の接触ばっ気槽循環水又は、活性汚泥をＰ４８シーディングなどの操作の要領で投入してください）。

5　接触ばっ気槽のエアリフトポンプにより少量の汚泥の移送を常時行ってください。ただし、移送量等についてはＰ１３～Ｐ１５を参照してください。

２）逆洗

①逆洗時期の目安

接触ばっ気槽の逆洗時期のおおむねの目安は以下のような状態になったときです。

・使用開始日あるいは前回の逆洗実施日からの経過日数が６ヶ月以上になったとき（逆洗は６ヶ月に１回程度の頻度で行うことが望ましい）。

・沈殿分離槽流出水に異常がみられないにもかかわらず、放流水の水質が悪化（透視度の低下、悪臭など）した時。

・接触ばっ気槽底部に汚泥が多量に堆積している。あるいは堆積するおそれが認められた時。

・接触ばっ気槽内のＳＳ量が増加した時（目安としてＳＶ値が10%以上）。

・接触ばっ気槽内に白濁あるいは黒色の浮遊汚泥が多量に認められた時。

・接触ばっ気槽の水位の異常な上昇が認められた時。

・接触ばっ気槽内各部位のＤＯ値の大きな差（例えば、２ mg／ℓ以上）が認められた時。

・接触材充填部分（濾床）内の生物膜の大部分が黒色（嫌気性）化した時。

②逆洗の方法

逆洗操作は次のような手順で行ってください。

・逆洗バルブ（赤）を「開」にします（バルブにはすべてラベルが明記されています）。

・その他のバルブをすべて「閉」にします（散気バルブ（青）、汚泥移送バルブ（白）、空気逃がしバルブ（黄））。

・5 分間程度逆洗を行った後、ブロワを停止させてください。逆洗終了後に30分程度静置し、強制はく離汚泥を接触ばっ気槽底部に沈降させます。汚泥移送バルブ（白）を「開」にし逆洗バルブ（赤）を「閉」にし、ブロワを運転し、 はく離汚泥を移送します。

・ばっ気が正常に行われているかを確認してください。

3）発泡対策

発泡は使用開始時、ばっ気風量が多い場合、気温と水温の差が大きい場合、多量の洗剤が流入した場合などに起こることがあります。小型合併処理浄化槽の場合、使用開始当初に起こることが多いですが、この場合ある程度の時間が経過すれば、ほとんどの場合発泡は解消されます。

しかし早期に対策を講じなければならない場合は消泡剤を使用し消泡を行ってください。さらにシーディングなどを行い、接触ばっ気槽内に微生物を供給し生物処理を円滑に行わせるようにすることも発泡の対策になります。また送気風量を調整し、発泡を防ぐこともできます。洗剤が多量に流入している場合は上記の作業の他、設置者に洗剤の使用量を減らしていただくようお願いしてください。

4）ミジンコなどの発生対策

接触ばっ気槽内での処理が順調に行われ、放流水質が良好な場合で、かつ流入ＢＯＤ負荷が低い場合にミジンコなどの大型生物の大量発生が起きることがあります。この場合、接触材に付着している生物膜を解体し、処理水質を悪化させることがしばしば起こります。

この対応策として①ブロワの送風量の調整、②薬品の使用の２種類の方法が考えられます。

①として、Ⅰ）流入水量の少ない時間帯にブロワを１時間程度停止し、水面に浮いてきたところを目の細かい網ですくい除去する。Ⅱ）空気逃がしバルブ（黄）を調節し、送風量を減らす（風量を減らしすぎると接触ばっ気槽内の攪拌が阻害され有用な微生物まで死滅する場合があるので注意する）。Ⅲ）タイマーを設置し夜間などの流入の少ない時間帯に３～４時間停止する。

②として、ミジンコが水面に浮いてきたところを 0.3％程度の塩素水を散布する。この際他の有用なバクテリアを死滅させないように散布量に注意してください。

3－5．清　掃

清掃は清掃の技術上の基準（Ｐ６４参照）に従って行ってください。

3-5-1　清掃時期の目安

清掃は通常の使用状態において１年に１回以上行うよう定められていますが、清掃時期のおおむねの目安は以下のような状態になったときです。

１）微生物に対して毒性を有する物質の流入が認められ生物処理が困難と認められるとき。

２）沈殿分離槽第１室のスカムが著しく厚くなったとき。

３）槽内の水位の著しい上昇あるいは上昇した形跡が認められたとき。

４）沈殿分離槽槽第２室にスカムが多量に発生していることが認められ、多量の固形物が接触ばっ気槽へ流出することが認められたとき。

５）接触ばっ気槽内に多量のＳＳ分が発生し、汚泥の移送作業を行っても減少しないとき。

６）維持管理会社が清掃の必要を認めた場合。

3-5-2　清掃の方法

清掃の手順は次のように行います。

（１）前作業

各単位装置の清掃の前に以下の作業を行います。

①流入管、流出管バッフルの付着物などを除去してください。

②清掃前に接触ばっ気槽の浮遊物や沈殿槽のスカム、汚泥は沈殿分離槽第１室へ移してください。

（２）各槽の清掃

１）沈殿分離槽

（１）の作業後、沈殿分離槽にホースを入れスカム、汚泥を引き出す（沈殿分離槽の汚泥スカムの引き出しは適正量とする）。槽壁に油脂などが付着している場合は圧力粋やブラシで取り除きます。沈殿分離槽の場合は洗浄水は張り水として使用できます。

２）接触ばっ気槽

厚生省令などでは「汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気槽の汚泥などの引き出しは適正量」と示されており、汚泥移送装置を有しかつ接触ばっ気槽内の汚泥を有効に移送することができる場合は、接触ばっ気槽の汚泥の引き出しは基本的には必らずしも行わなくてもよいとされています。しかし、3-5-1　５）のような場合には、逆洗を行いその後底部に堆積したはく離汚泥を掃除口よりバ

キュームホースを底部まで挿入し引き出してください。

3）沈殿槽

沈殿槽内のスカム及び越流ぜき・槽壁の付着物を取り除いてください。ホッパー型沈殿槽の場合は清掃を行う前にエアリフトポンプにて底部に堆積した汚泥を沈殿分離槽へ移送してください。

4）消毒槽

槽内を洗浄してください（消毒槽の洗浄に使用した水は他の槽への水張り用として使用できません。全量引き出してください）。消毒器を掃除し、通常の位置に取り付けてください。

（3）清掃後

・清掃後は必ず正常な水位まで水を張ってください（水を張るまでに時間を要するので設置者に前もって浴槽の残り湯あるいは洗たく排水をためてもらっておき、それを使用すると水張りに要する時間は短くなります）。

・水張り後、ブロワを作動し浄化槽の運転を開始してください。

※その他として有毒物質が流入し槽内の生物処理機能が失われた場合は、全槽（全室）全量の槽内水の引き出しを行ってください。

3－6．検査

検査には使用開始後6ヶ月から8ヶ月の間に行われる検査（7条検査）とその後、毎年1回行われる定期検査（11条検査）の2種類にわけられます。

（1）7条検査

7条検査とは浄化槽法第7条に基づく検査のことで、その目的は設置された浄化槽が適正に設置され、所期の機能が発揮されているかを調べることであり、検査を受けるべき対象の浄化槽は新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽で、検査が行われる時期は使用開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月内で、検査は都道府県知事が指定した検査機関（指定検査機関）で行われます。

（2）11条検査

11条検査とは浄化槽法第11条に基づく検査のことで、その目的は設置された浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを調べることであり、年に1回行われます。検査は7条検査と同様、都道府県知事が指定した検査機関（指定検査機関）で行われ、その検査項目は以下のとおりです。

水質検査の内容など（厚生省令第１７号第４・９条関係）

検査項目	法第７条（設置後検査内容）	法第１１条（定期検査の内容）
外観検査	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 カ、ハエなどの発生状況	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 カ、ハエなどの発生状況
水質検査	水素イオン濃度（ｐＨ） 汚泥沈殿率（SV_{30}） 溶存酸素量（ＤＯ） 透視度 塩素イオン濃度（Cl^-） 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	水素イオン濃度（ｐＨ） 溶存酸素量（ＤＯ） 透視度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録などを参考とし、適正に設置されているか、否か検査を実施すること	保存されている保守点検及び清掃の記録、前回の検査の記録などを参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施すること

４．アフターサービス

４－１．保証期間と保証の範囲

１）保証期間　　槽本体（使用開始日より３年）
　　槽内設備（使用開始日より１年）
　　ブロワ（使用開始日より１年）

２）保証の範囲

1. 取扱説明書、取扱要領書、取扱ラベル等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。
2. 保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合は、お買上げの販売・施工会社又は維持管理会社にご依頼ください。この浄化槽は出張修理いたしますので、その際には保証書をご提示ください。
3. 保証書に記入してある施工会社又は維持管理会社等に修理をご依頼になれない場合には、お近くの弊社窓口へご相談ください。
4. 保証期間内でも次の場合には有料修理になります。
   （イ）使用上の誤りによる故障又は損傷
   （ロ）適切な維持管理がなされていないとき
   （ハ）適切な工事がなされていないとき
   （ニ）改造や不適切な修理による故障又は損傷
   （ホ）駆動部の取付場所の移動等による故障又は損傷
   （ヘ）重量車両の通行・振動による故障又は損傷
   （ト）火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障又は損傷
   （チ）保証書の提示のない場合
5. その他のご注意事項
   （イ）浄化槽は「浄化槽法」により、設置者（管理者）は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務づけられております。これらの費用は保証期間内でも別途ご設置者（管理者）のご負担となります。
   （ロ）この保証は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。

4－2．サービスシステム

1）使用説明と維持管理契約

設置者に対し、「フジクリーン小型合併処理浄化槽を正しく使用するために」を配布し、浄化槽の正しい使用方法を説明すると共に、法的に義務づけられている維持管理の契約締結をすすめます。さらに弊社指定の維持管理会社又は地元の経験豊かな維持管理会社に設置場所を連絡し、維持管理会社と設置者との間で維持管理契約を結んでいただくと共に弊社ではその管理台帳を作成し、小型合併処理浄化槽の管理状態を把握し、トラブル発生の際はすみやかに適切な措置を講じ、設置者が安心して使用していただけるようにいたします。

2）サービス・管理システム図

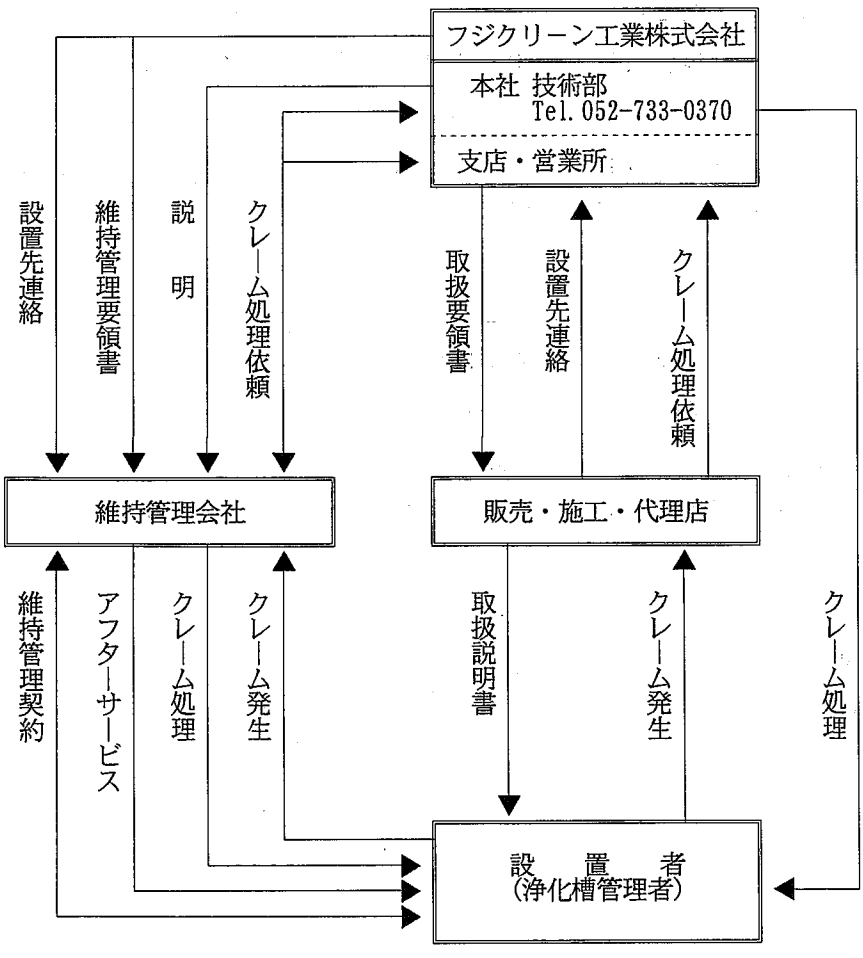

5．参考資料

5－1．建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-1988）

類似用途別番号		建築用途				処理対象人員	
						算定式	算定単位
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場			n＝0.08A	n：人員（人）　A：延べ面積（m^2）
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場			n＝16c	n：人員（人）　c：総便器数（個）
		ハ	観覧場・体育館			n＝0.065 A	n：人員（人）　A：延べ面積（m^2）
2	住宅施設関係	イ	住宅			$n=5+\left(\frac{A-100}{30}\right)$	n：人員（人）　A：延べ面積（m^2） A≦100m^2の時n＝5人 A＞220m^2の時n＝10人
		ロ	共同住宅			n＝0.05A	n：人員（人）　A：延べ面積（m^2）※1
		ハ	下宿・寄宿舎			n＝0.07A	n：人員（人）　A：延べ面積（m^2）
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎 老人ホーム・養護施設			n＝P	n：人員（人）　P：定員（人）
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館			n＝0.15A	結婚式場・宴会場有 n：人員（人）　A：延べ面積（m^2）
						n＝0.075A	結婚式場・宴会場無 n：人員（人）　A：延べ面積（m^2）
		ロ	モーテル			n＝5R	n：人員（人）　R：客室数
		ハ	簡易宿泊所・合宿所 ユースホステル・青年の家			n＝P	n：人員（人）　P：定員（人）
4	医療施設関係	イ	病院 療養所 伝染病院	業務用の厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	n＝8 B	n：人員（人）　B：ベッド数（床）
					300床以上の場合	n＝11.43 (B-300)+2,400	
				業務用の厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	n＝5 B	
					300床以上の場合	n＝7.14 (B-300)+1,500	
		ロ	診療所・医院			n＝0.19A	n：人員（人）　A：延べ面積（m^2）
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット			n＝0.075 A	n：人員（人）　A：延べ面積（m^2）
		ロ	百貨店			n＝0.15A	
		ハ	飲食店	一般の場合		n＝0.72A	
				汚濁負荷の高い場合		n＝2.94A	
				汚濁負荷の低い場合		n＝0.55A	
		ニ	喫茶店			n＝0.08A	

6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	n=0.075 A	n：人員（人）　A：延べ面積（m²）
		ロ	パチンコ店	n=0.11A	
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	n=0.15A	
		ニ	ディスコ	n=0.50A	
		ホ	ゴルフ練習場	n=0.25S	n：人員（人）　S：打席数（席）
		ヘ	ボーリング場	n=2.50L	n：人員（人）L：レーン数（レーン）
		ト	バッティング場	n=0.20S	n：人員（人）　S：打席数（席）
		テ	テニス場	ﾅｲﾀｰ設備有 n＝3 S	n：人員（人）　S：コート面数（面）
				ﾅｲﾀｰ設備無 n＝2 S	
		リ	遊園地・海水浴場	n=16c	n：人員（人）　c：総便器数（個）
		ヌ	プール・スケート場	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$	民間プールt =1-2 会員制プールt =1-2 学校プールt =1-2　※2
		ル	キャンプ場	n=0.56P	n：人員（人）　P：収容人員（人）
		ヲ	ゴルフ場	n=21H	n：人員（人）　H：ホール数（ホール）
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所n=6.15P	n：人員（人）　P：駐車ます数（ます）
				売店n=1.5P	
		ロ	駐車場・自動車車庫	$n=\frac{20c+120u}{8}\times t$	n：人員（人）　t：0.4-2.0　※2
		ハ	ガソリンスタンド	n=20	n：人員（人）　1 営業所当たり
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n=0.25P	n：人員（人）　P：定員（人）
		ロ	高等学校・大学・各種学校	n=0.31P	n：人員（人）　P：定員（人）
		ハ	図書館	n=0.08A	n：人員（人）　A：延べ床面積（m²）
9	事務所関係	イ	事務所	n=0.075A	厨房設備有 n：人員（人）　A：延べ床面積（m²）
				n=0.06A	厨房設備無 n：人員（人）　A：延べ床面積（m²）
10	作業所関係	イ	工場・作業所・研究所・試験場	n=0.75P	厨房設備有 n：人員（人）　P：定員（人）
				n=0.30P	厨房設備無 n：人員（人）　P：定員（人）
11	1～10の用途に属さない施設	イ	市場	n=0.02A	n：人員（人）　A：延べ床面積（m²）
		ロ	公衆浴場	n=0.17A	n：人員（人）　A：延べ床面積（m²）
		ハ	公衆便所	n=16C	n：人員（人）　C：総便器数（個）
		ニ	駅・バスターミナル	※3	n：人員（人）　P：乗降客数（人・日）

※1～3についての詳細は JIS A 3302-1988参照願います。

５－２．厚生省関係浄化槽法施行規則（抄）

（昭和５９年３月３０日　厚生省令第１７号）

改正　昭和５９年　厚生省令第６２号
昭和６０年　厚生省令第３４号
昭和６３年　厚生省令第１７号
昭和６３年　厚生省令第６６号
平成８年　厚生省令第５号

第１章　浄化槽の保守点検及び清掃等

（使用に関する準則）

第１条　浄化槽法（以下「法」という。）第３条第２項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

一　し尿を洗い流す水は、適正量とすること。

二　殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。

三　し尿のみを処理する浄化槽にあつては、雑排水を流入させないこと。

四　し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。第６条第２項において同じ。）を処理する浄化槽にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な廃水を流入させないこと。

五　電気設備を有する浄化槽にあつて、電源を切らないこと。

六　浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。

七　浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。

八　電気装置の開口部をふさがないこと。

九　浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

（保守点検の技術上の基準）

第２条　法第４条第５項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。

イ　前条の準則の遵守の状況

ロ　流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況

ハ　槽の水平の保持状況

ニ　流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況

ホ　単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況

ヘ　スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び付属機器類の機能の状況

二　流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。

三　流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。

四　ばつ気装置及びかくはN装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。

五　駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。

六　嫌気ろ床槽及び脱窒濾床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。

七　接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用濾床槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保させるようにし、及び死水域が生じないようにること。

八　ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。

九　散水ろ床型２次処理装置又は散水ろ床にあつて、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。

十　平面酸化型２次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が附着しないようにすること。

十一　汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。

十二　砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。

十三　汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。

十四　吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。

十五　悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。

十六　放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。

十七　水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。

十八　前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

（清掃の技術上の基準）

第３条　法第４条第６項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　多室型、２階タンク型又は変形２階タンク型１次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変形多室型腐敗室、単純ばつ気型２次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。

二　汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱窒槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。

三　嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第１室にあつては全量とし、第１室以外の室にあつては適正量とすること。

四　２階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。

五　汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。

六　前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。

七　散水ろ床型２次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型２次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。

八　地下砂ろ過型２次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。

九　流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。

十　槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、１次処理装置、２階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。

十一　単純ばつ気型２次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。

十二　引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。

十三　前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

（設置後等の水質検査の内容等）

第４条　法第７条の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、厚生大臣が定めるところによるものとする。

２　浄化槽管理者は、設置後等の水質検査に係る手続きを、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に委託することができる。

（保守点検の時期及び記録等）

第５条　浄化槽管理者は、法第10条第１項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

２　浄化槽管理者は、法第10条第１項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成し、３年間保存しなければならない。ただし、法第10条第３項の規定による保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者は、保守点検又は清掃の記録を２部作成し、１部を浄化槽管理者に交付し、１部を自ら３年間保存しなければならない。

３　浄化槽管理者は、前項ただし書の規定により交付を受けた記録を、３年間保存しなければならない。

（保守点検の回数の特例）

第６条　し尿のみを処理する浄化槽に関する法第10条第１項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに１回以上とする。

<table>
<tr><th>処理方式
処理対象人員
（単位　人）</th><th>全ばっ気方式</th><th>分離接触ばっ気方式
分離ばっ気方式
単純ばっ気方式</th><th>散水ろ床方式
平面酸化床方式
地下砂ろ過方式</th></tr>
<tr><td>20　以　下</td><td>3月</td><td>4　月</td><td rowspan="3">6　月</td></tr>
<tr><td>21　以上　300以下</td><td>2月</td><td>3　月</td></tr>
<tr><td>301　以　上</td><td>1月</td><td>2　月</td></tr>
<tr><td colspan="4">この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。ただし、１未満の端数は、切り上げるものとする。</td></tr>
</table>

2　し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽に関する法第10条第１項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに１回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式 嫌気ろ床接触ばつ気方式 脱窒ろ床接触ばつ気方式	処理対象人が２０人以下	４月
	処理対象人が２０人以上５０人以下	３月
活性汚泥方式		１週
回転板接触方式 接触ばつ気方式 散水ろ床方式	１　砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	１週
	２　スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（１に掲げるものを除く。）	２週
	３　１及び２に掲げる浄化槽以外の浄化槽	３月
この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。ただし、１未満の端数は、切り上げるものとする。		

3　厚生大臣が定める浄化槽については、前２項の規定にかかわらず、厚生大臣が定める回数とする。

4　駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前２項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

（清掃の回数の特例）

第７条　法第10条第１項の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね６月ごとに１回以上とする。

美しい水を守る

フジクリーン工業株式会社

本社 ／名古屋市千種区今池四丁目１番４号　〒464 第二営業部 ☎(052)733-0326

東京営業推進部☎(03)3221-8731
札　幌　支　店☎(011)882-1222
東　京　支　店☎(03)3288-4511
名古屋支店☎(052)733-0250
大　阪　支　店☎(06) 396-6166
福　岡　支　店☎(092)441-0222
仙台営業所☎(0223)24-4122
宇都宮営業所☎(0286)47-0055
小山営業所☎(0285)45-1777
群馬営業所☎(0273)27-5611
太田営業所☎(0276)49-1963
埼玉営業所☎(048)866-3033
千葉営業所☎(0436)42-6821
成田営業所☎(0476)23-2122
松戸営業所☎(0473)88-4511
山梨営業所☎(0552)75-9300
長野営業所☎(026)226-0180
松本営業所☎(0263)27-2080
新潟営業所☎(025)271-8668
富山営業所☎(0764)29-7461
北陸営業所☎(0762)40-0141
福井営業所☎(0776)35-0631

岐阜営業所☎(058)274-1011
東濃営業所☎(0572)68-0314
沼津営業所☎(0559)24-0064
静岡営業所☎(054)286-4145
浜松営業所☎(053)465-4358
知立営業所☎(0566)81-1313
津　営業所☎(0592)25-6207
滋賀営業所☎(0775)53-3115
加古川営業所☎(0794)21-0172
奈良営業所☎(0742)61-8401
和歌山営業所☎(0734)22-3634
鳥取営業所☎(0858)37-4770
広島営業所☎(082)843-3315
尾道営業所☎(0848)47-0797
高松営業所☎(0878)81-6121
佐賀営業所☎(0952)31-9151
熊本営業所☎(096)387-3521
大分営業所☎(0975)58-5135
中津営業所☎(0979)24-6937
宮崎営業所☎(0985)32-3064
延岡営業所☎(0982)34-1618
鹿児島営業所☎(099)254-8456

A－96．6－1